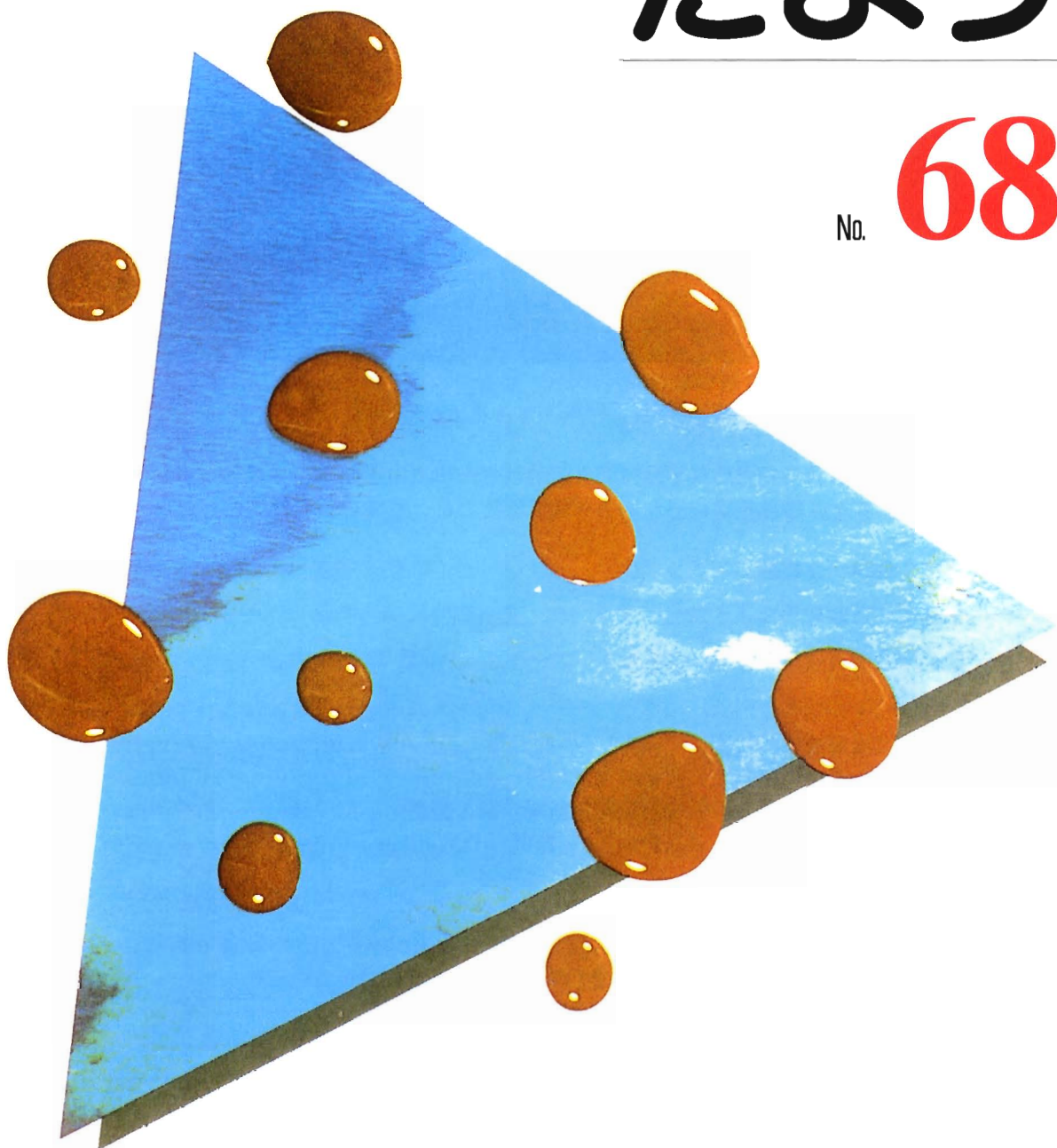


2000 8

# 油濁基金 だより

No. 68



財団法人 漁場油濁被害救済基金



海岸に漂流しているオイルボールの回収作業

平成12年4月23日鹿児島県下甕村瀬々野浦地先海岸に大量のオイルボールが漂流し、漁船や蓄養イケス等に被害の恐れがあり地元漁業者により油の回収作業が行われた。

## 目 次

### (寄稿)

- 1 油流出事故への対応(その1)／小倉 秀 ..... 1
- 2 海洋汚染の現状とその防止対策／中村 至宏..... 9
- 3 平成12年度漁場環境保全対策関係新規予算の概要／小川 修.....22
- 4 明石から漁業を考える(その1)／鷺尾 圭司 .....25

### (基金記事)

- 1 油濁基金の平成11年度事業の概要.....28
- 2 平成11年度漁場油濁被害発生状況一覧表.....34
- 3 油濁被害防止対策ポスター及びチラシの作成配布について.....36
- 4 中央漁場油濁被害等認定審査会の動き.....39
- 5 労務費及び漁船用船費について.....40
- 6 都道府県漁場油濁被害等認定審査会委員の委嘱について.....41
- 7 評議員の委嘱について.....48
- 8 中央漁場油濁被害等認定審査会委員の委嘱について.....48

### (官庁等人事異動)

### (編集後記)

(寄稿)

## 油流出事故への対応（その1）

海上災害防止センター調査研究室  
室長 小倉 秀

### はじめに

3年前の日本海でのナホトカ号事故は、大規模な海洋汚染を引き起こし、被害も膨大な額に達し、油流出事故に対する認識を新たにさせるものでした。

事故の発生防止のための努力は、世界的にも国内においてもなされていますが、発生をゼロにすることはできません。事故が発生した場合、被害（海洋汚染）を最小限に抑えるためには、関係する全ての人々が共通した海洋汚染に対する認識と知識を持つことが必要です。しかし、海洋汚染、防除作業については、実際とは違ったイメージが作られているように思われます。これは、我が国においては防除に対する認識が充分ではなかったこと（原因者負担の原則）、過去に大規模な流出事故を経験したことがなかったこと（我が国周辺海域では1万トン以上の流出油事故は発生していない。海外では毎年数万トンの流出油事故が数件発生している。）によるものと考えられます。

そこで、実際の流出事故とはどのようなものなのか、防除作業は基本的にどのように行うのかについて説明し

ます。

### 1. 流出油事故の実態

#### 1-1 汚染被害

流出事故が発生すると、まず汚染被害をイメージしますが、実際には流出油はどのような被害を発生させているのでしょうか。過去の事故において、流出油の種類、性状等にもよりますが、一般的には、流出油が沖合の海面を浮遊している場合、ほとんど被害は発生していません。大部分の被害は流出油が海岸に漂着した場合です。海外では、数万トンの原油流出事故で、沖合に油が拡散したため被害が全く発生しなかった例もあります。

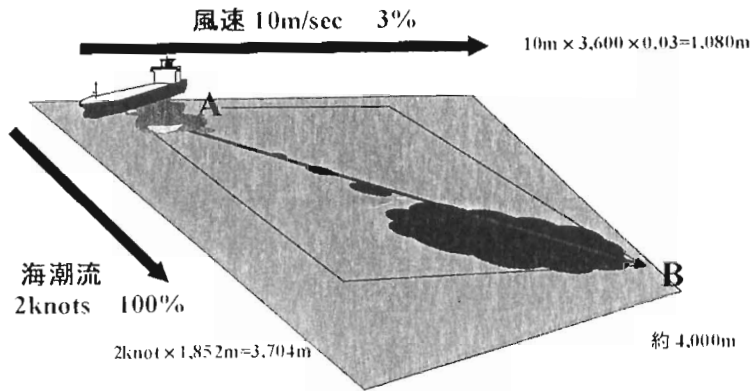
流出油がどのような被害を、どのような程度発生させるかを把握しないと風評被害を引き起こすことにもなります。一般的な被害としては次のようなものがあります。

#### ◎ 産業

発電所等の取水制限、港湾施設の利用中止及び汚染

#### ◎ 海岸線

岩、砂、泥、砂利、湿地、珊瑚礁などの汚染



◎ 漁業

漁業の禁止及び制限、漁具及び船舶の汚染

◎ 海洋等生物

汚染による窒息、毒物の蓄積

◎ レクリエーション

観光、海水浴、キャンプ、釣りなどの制限

1-2 流出油の種類

流出油の種類が何であるかを知ることとは、人命、財産を守るためにも、防除作業を決定するうえでも最も重要なことです。流出油が非持続性油（ガソリン、ナフサ、軽質原油等）であれば、発生したガスによる中毒、火災爆発の危険があります。過去の事故において、石油ガスの充満する海域に作業船が入り、機関にガスを吸い込みエンジンが急回転しその排気により引火した例や、乗組員が中毒になった例があ

ります。

どんな種類の油が流出したのか確認し、性状を把握してから対応することが必要です。

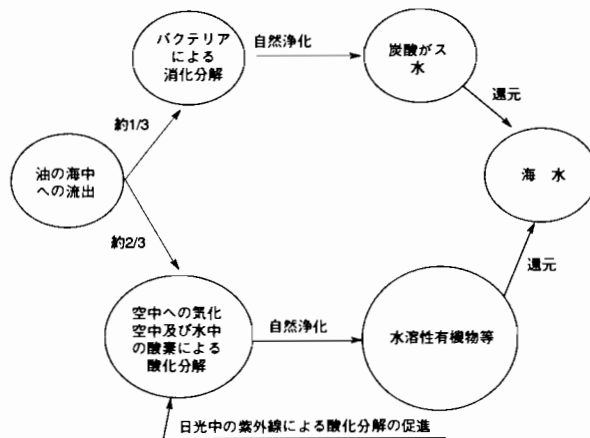
1-3 流出油の拡散

海上に流出した油は、風と海潮流の影響により、円形ではなく不整形の状態を示し、細長い帯状、あるいは油塊状を形成しながら断続的に広がっていきます。

◎ 風：浮遊する油は吹送流・風圧流の影響を受けて風速の約3%の速度で風下へ流されます。

◎ 海潮流：海潮流の強さに等しい速度でその方向に流されます。ただし、潮汐は周期的であり、長期的には相殺することになるためこの影響は通常無視できます。

◎ 波：拡散に関してはその影響は計算できませんが、油のエマルジョン



化を促進します。

流出油現場の卓越風と海潮流を知ることができれば、下図のように既知の位置から浮遊する油の移動する速さと方向・移動量を予測することが可能となります。

#### 1-4 自然浄化作用

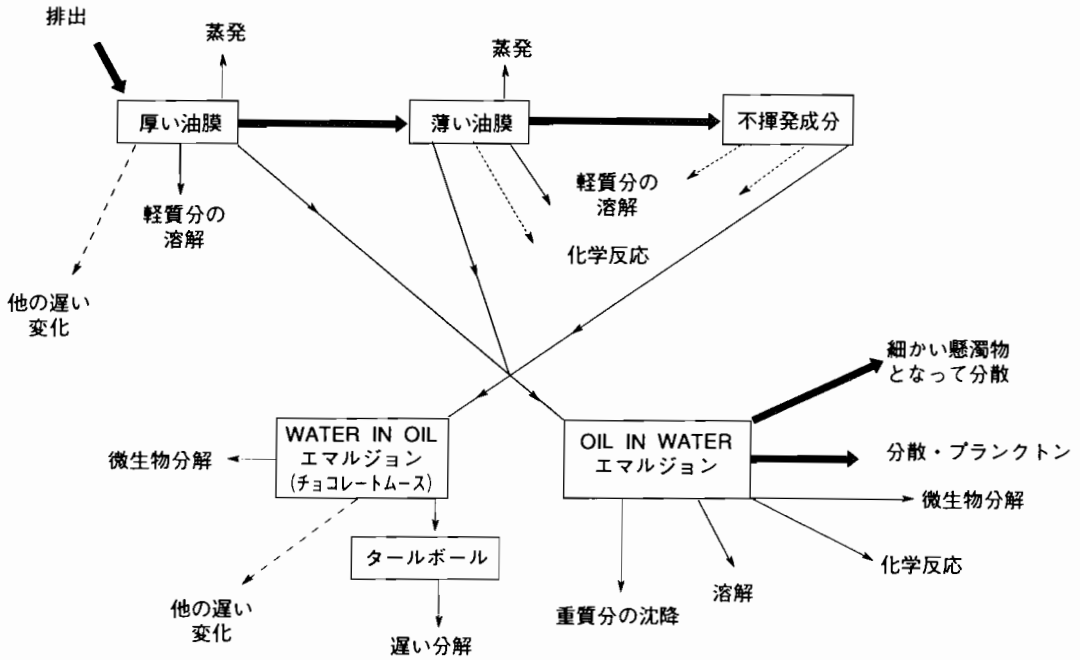
海洋への油の流出は、事故によるものは全体の約10%であり、残りは陸上から海洋へ排出される生活排水、産業排水及び産業活動に伴うものです。国際海事機関の統計では毎年300万トンの油が北半球の海洋に流出していると言われていますが、事故による油の流出以外は海洋汚染が問題にならないのは、海水の自然浄化作用により油が分解されて海水に還元されるからです。流出事故の場合は、短期間に大量の油が流出されるため自然浄化作用が追い

付かず汚染被害が発生します。

#### 1-5 流出油の変化

海上に流出した油は、厚い油膜から薄い油膜へ変化し、軽質分が蒸発し不揮発成分が残ります。不揮発成分は、エマルジョンを形成します。エマルジョンは二種類あり、どちらを形成するかによって、汚染被害、防除作業が大きく違います。

油が粒子となって水中に存在するO/W型エマルジョンと、油の中に水が取り込まれ、体積が3～4倍になり、粘度が非常に高くなり油塊となるW/O型エマルジョン（チョコレートムース）があります。O/W型エマルジョンは自然浄化作用が促されるために大きな汚染被害は発生しませんが、チョコレートムースは自然浄化作用が遅く長期間海上に存在するために、汚



染被害が発生し、防除作業も困難なものとなります。過去の流出油事故で、チョコレートムースが海岸線に漂着した時、大きな汚染被害が発生しています。

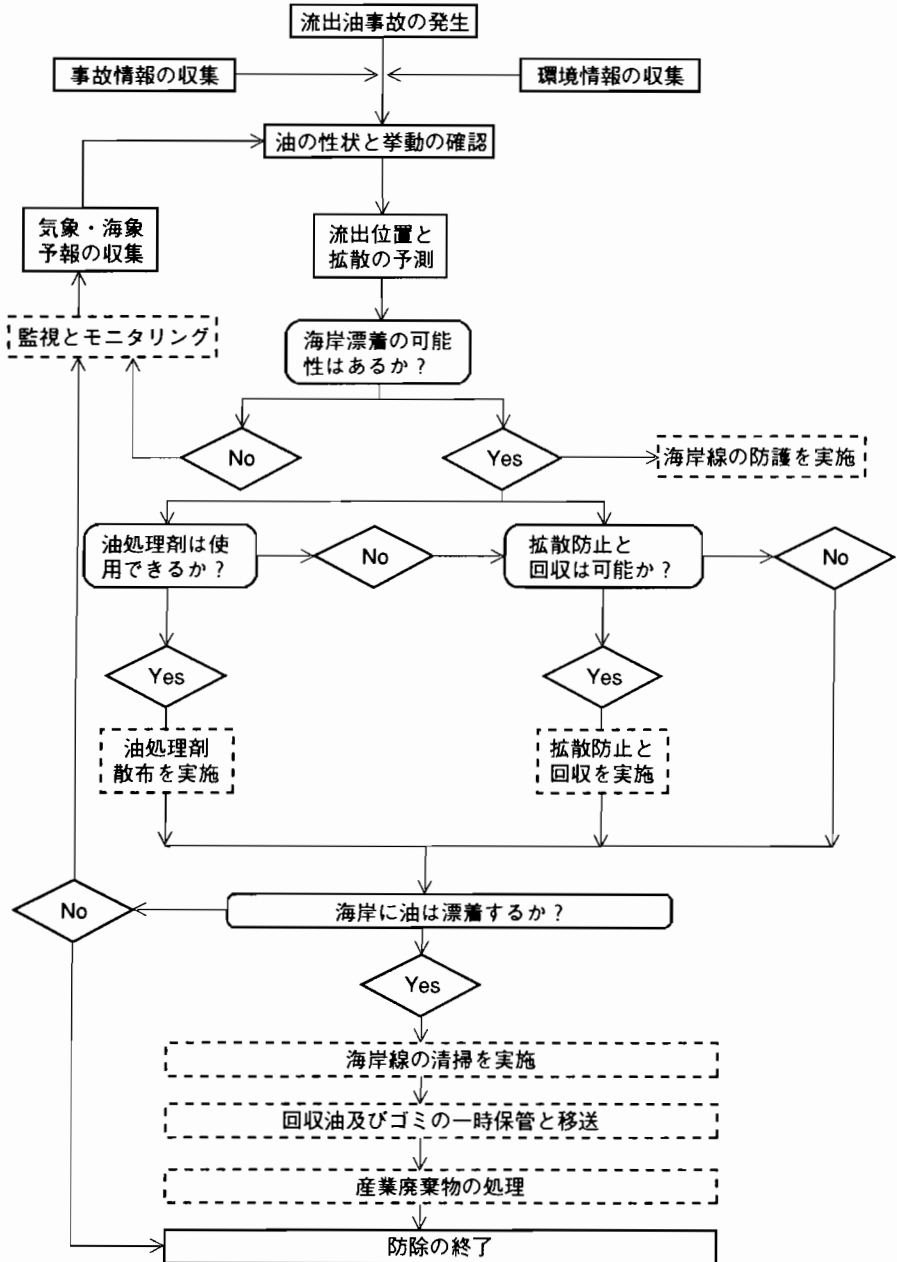
一般的な防除作業としては、拡散防止、回収、分散処理という方法が採られますが、国際的には、各国の地理的条件、国内体制等によりどこに主眼を置くかはそれぞれの国によって異なります。我が国における一般的な防除作業の流れを次頁に示します。

## 2. 流出油事故対応

### 2-1 防除作業



# 流出油対応フローチャート



実際の防除作業は、前頁の流れで行われるわけではなく、流出場所、流出油の種類、量、気象等により異なります。例えば、ナホトカ号の事故の初期のように海上が時化の場合は、防除作業を行うことは不可能です。

## 2-2 オイルフェンス

使用目的：

流出油事故が発生した場合、とりあえずオイルフェンスという印象がありますが、オイルフェンスは何のために使用するのかをはっきりさせてから展張する必要があります。

事故の状況によっては、オイルフェンスの展張が必要ない場合、展張しても役に立たないばかりでなく防除作業の妨げとなる場合があります。

オイルフェンスは下記の目的で展張します。

- \* 油の拡散を防ぐ。
- \* 海岸線、養殖場等を防護する。
- \* 回収するために油を集める。

種類と性能：

オイルフェンスの性能は滞油性能を言いますが、この滞油性能は、オイルフェンスの大きさや現場海域の流速、波高、風速等により大きく変わります。

オイルフェンスは大きさにより、A、B、C、D型に区別されています。我が国で最も普及しているB型オイルフェンスの標準使用条件は、風速10、

波高1m、潮流0.5ノットと言われていています。潮流0.5ノットで漏油が起こりますが、実海域では0.5ノット以上の潮流があるのは普通であり、漏油をできる限り防ぐための展張方法が求められます。

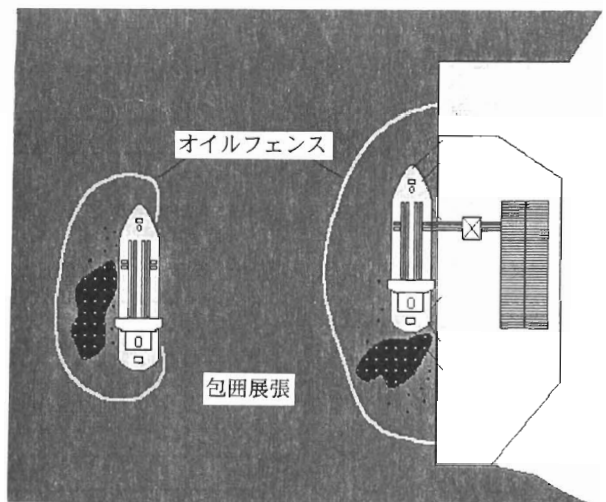
展張と係留

〔展張方法〕

主な展張時のオイルフェンスの形状面から見た展張方法としては、次の種類があります。

### (1) 包囲展張

一般的に行われる展張方法で、風潮流等がいずれの方向から来ても対応できるように事故船（流出油源）を包囲する方法です。

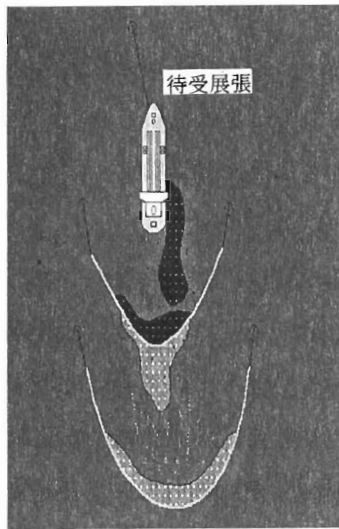


### (2) 待受展張

比潮流等が一定で、油が流れて行く方向が常に一定しているような場所に有効な方法です。

この場合は、風（流）下側で流出油を待ち受けます。





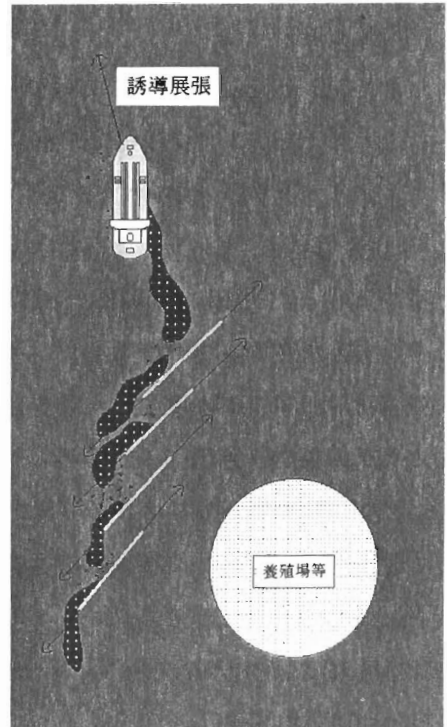
### (3) 閉鎖展張

運河等の水路を閉鎖するように展張する方法です。しかし、この方法は、船舶の航行を妨げることになること、流れの影響を受け易いことなどから展張場所が限定されます。

### (4) 誘導展張

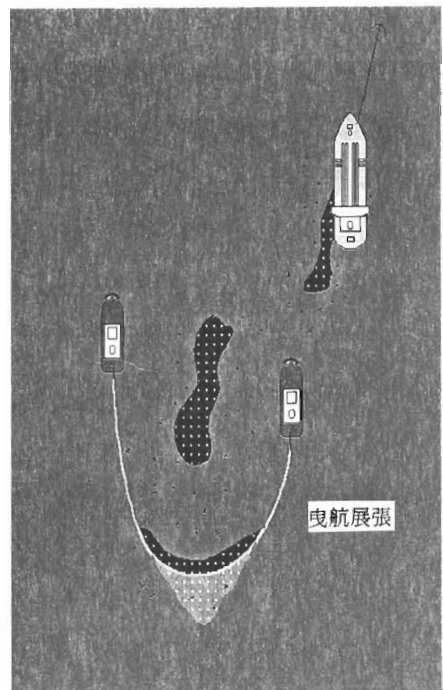
流れが強く油の包囲や回収がうまく行きそうにない場合等に、オイルフェンスを流れに対し斜めに展張して油の流向を変化させる方法です。

- ① 油を回収し易い水域に導く方法。
- ② 油の影響を受け易い地域を保護するために流向を変える方法。
- ③ 油を流速の速い水域から、くぐり抜けの少ない水域に導く方法。
- ④ 運河等の水路において、オイルフェンスを相対する岸から交互に展張する方法。



### (5) 曳航展張

油がくぐり抜けられない程度の速力でオイルフェンスを曳航する方法。



## (6) 流し展張

油を包囲した時に、付近の海流等が強くオイルフェンスを錨等で固定すると油がくぐり抜ける場合や、付近の水深が深く錨等で固定できない場合に、油を包囲した状態のまま回収や曳航し易い場所まで漂流させる方法。

## (7) ドレッシング展張

流し展張の一形態で、船のドレッシングアンカーと同様にオイルフェンスの固定用ロープの先にチェーン等の抵抗物を取り付けて、オイルフェンスの漂流相対速度を減らす方法。

## (8) 多重展張

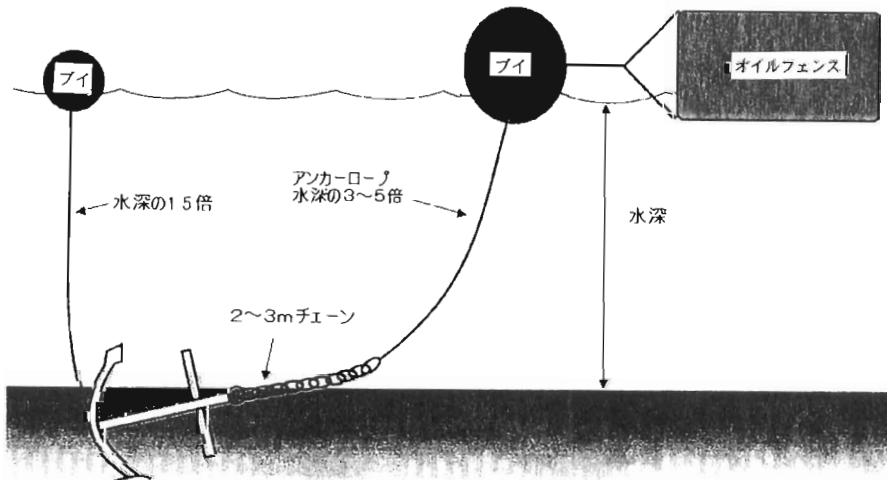
一重のみの展張では、くぐり抜け現象等によって油が逃げてしまうため、上記の展張方法を組み合わせる何重にも展張する方法です。

## [アンカリング]

錨はオイルフェンスの係止に最も広く使用されています。いくつかの錨を使用するかは、展張形態、風及び流れの強さによって決定されます。

錨索（以下、「アンカーロープ」という。）の長さは、平穏な場合水深の3～5倍程度、荒天の場合水深の7倍程度が必要ですが、軽量の錨を使用した場合、アンカーロープ自身の浮力により錨の把駐力が減少するので、錨の直後にチェーンを付けるか、アンカーロープの中央に錘を取り付けるかを考慮すべきでしょう。

また、オイルフェンスの沈み込みを防止するために、オイルフェンスの端から、3～4m離れたアンカーロープにブイを取り付けることも重要です。



次回（その2）は、油の回収、分散処理（油処理剤）、海岸清掃、回収油

の保管、処分等について記載する予定です。

(寄稿)

## 海洋汚染の現状とその防止対策

海上保安庁警備救難部海上環境課  
企画係 中村至宏

今日における環境問題は、国民の重大な関心事のひとつであり、我々海上保安庁も海洋環境の保全のため、我が国周辺海域における海洋汚染の監視取締り体制を強化するとともに、油、廃棄物、工場排水等による海洋汚染を巡視船艇、航空機等により発見し、また、海洋環境保全推進員、海事・漁業関係者等海上保安庁以外の協力者からの通報を受けてこれらを確認することにより、我が国周辺海域における海洋汚染の実態を把握してきました。

この成果は、毎年「海洋汚染の現状」として公表し、海洋汚染の状況を計る一つの指標として、海洋環境保全講習会等において広く利用されており、平成11年度における現状は次のとおりです。

### 1. 海洋汚染の発生確認状況

海上保安庁が平成11年に我が国周辺海域において確認した海洋汚染の発生確認件数は589件であり、このうち油による汚染は339件、廃棄物、工場排水等の油以外のものによる汚染は224件、赤潮は26件となっており、前年(697件)に比べ、108件(約15%)減少しています。平成11年の海洋汚染の

発生確認件数は、海上保安庁が昭和48年に統計を取り始めて以来、最少の件数となっています。これは前年に比べ、赤潮以外の汚染の発生件数が108件減少していることが影響しています。(図1参照)

#### 1 油による汚染

油による汚染は339件で、前年(388件)と比べ47件(約13%)減少しており、全体の約6割を占めています。

これを地域別にみると、東京湾が64件(前年73件)と最も多く、次いで、南西海域が49件(前年32件)、瀬戸内海(大阪湾を除く)が47件(前年67件)と続いています。(図2参照)

排出源別にみると、船舶からのものが257件(前年289件)と約76%を占めており、その他陸上等からのものが2件(前年15件)となっています。

また、原因別にみると、取扱不注意によるものが85件(前年105件)と最も多く、次いで、故意によるものが82件(前年92件)、海難によるものが75件(前年69件)と続いています。

(図3、4参照)

#### 2 油以外のものによる汚染

油以外のものによる汚染は224件で

あり、前年（283件）と比べ59件（約21％）減少しています。

汚染物質別の内訳をみると、廃棄物によるものが80件（前年211件）、と最も多く、次いで、その他（工場排水等）が23件（前年26件）、有害液体物質が21件（前年46件）となっています。

排出源別にみると、陸上からのものが141件（前年186件）、船舶からのものが61件（前年69件）と続いています。

原因別にみると、大部分の201件（前年266件）が故意によるものでした。（図3、4参照）

### 3 赤潮

赤潮は26件で、前年（26件）と同件数で、海域別では東京湾で10件と、多く確認されています。

## II. 海洋環境保全に係る調査

前述の海洋汚染の発生確認状況は、海洋に排出された油や廃棄物などにより汚染が発生した件数の面から海洋汚染をとらえたものですが、海上保安庁では、このほかに、海洋汚染の状態を知るために、さまざまな調査を実施しており、それらの代表的な内容及び状況については次のとおりとなっています。

### 1 廃油ボールの漂流・漂着状況の調

### 査

海上保安庁は、廃油ボールの実態を把握するために、油、重金属等による海洋汚染を世界的に常時監視するための海洋汚染モニタリング計画（MALPOLMON）の一環として、国際的に統一された観測手法に基づき定期的に我が国周辺海域及び沿岸部における廃油ボールの漂流・漂着状況について調査しています。

平成11年の調査結果によると、漂流廃油ボールの採取量は増加傾向にあり、そのほとんどが本州南岸で採取されています。

一方、漂着廃油ボールについても増加傾向にあり、南西諸島で多く採取されています。

（図5参照）

### 2 海上漂流物の実態調査

近年、海洋におけるビニール、発泡スチロール等の海上漂流物による海洋生物への被害等海上漂流物による海洋汚染の問題が世界的にも関心を集めていることから、海上保安庁では実態を把握するため、平成3年1月から我が国周辺海域の15定線において定期的に巡視船による目視調査を実施しています。

平成11年の海上漂流物の実態調査結果によれば、全体の約61％を発泡スチロール、ビニール類等の石油化学製品が占めており、確認した漂流物の平均

個数は、前年に比べて約19%減少しています。

(図6参照)

### Ⅲ. 海洋汚染の防止対策

#### 1 海洋環境の保全指導

海洋汚染の大半は、油の取扱い時の不注意による排出、廃棄物の故意による投棄等の人為的要因により発生しており、海洋汚染の防止のためには、海洋環境の保全に関する思想の普及・啓発が必要です。

このため、海上保安庁では、一般市民が海洋環境保全の重要性を認識し、海洋環境の保全活動を推進していくため、平成7年度から新たに「海洋環境保全講習会」を開催し、海洋環境保全の意識の高揚を図ることとしています。

平成11年には、全国の部署で延べ725回の講習会を開催し、延べ50,076人の受講者を募り、海洋環境の保全の重要性を呼びかけました。

特に、6月5日の「環境の日」及び11月1日からの一週間を「海洋環境保全推進と週間」とし、訪船指導、海洋環境保全講習会の開催等あらゆる機会を通じて、油、有害液体物質等の排出防止及びビルジ等の適正処理、廃棄物及び廃船の適正処理、ゴミの投棄防止等について集中的な指導を実施しています。

また、百貨店、海浜公園への海洋環境保全コーナーの設置等により、広く一般市民をも対象として海洋環境保全思想の普及も図っています。

最近、社会問題となっている船舶の違法投棄については、不要となった船舶の早期適正処分を指導する内容等を記載した「廃船指導票」(オレンジシール)を当該船舶に貼付することにより、廃船の違法投棄防止と投棄者自身による投棄船舶の適正処理についての指導を強化しています。

平成11年に確認した投棄船舶の隻数は、1,818隻(うち平成11年に新たに確認した投棄船舶(以下「新規確認船舶」という。)1,198隻)で、このうち1,332隻(うち新規確認船舶1,000隻)に対して廃船指導票の貼付による適正処理指導等を行った結果、1,208隻(うち新規確認船舶568隻)が処理されました。

さらに、関係機関等に対し、協議の場を通じ、それぞれの地域に適した廃船の適正処理体制の確立を求めていくとともに、広く一般市民の間にも廃船問題に対する関心を高めていくこととしています。

また、年間を通じて、主として海事・漁業関係者を対象に実施されてきた(社)日本海難防止協会及び(財)海上保安協会共催の「海洋汚染防止講習会」に引き続き協力していくことと

しています。

さらに、平成8年度から（財）海上保安協会が実施している「海洋環境保全に関する推進事業」に対し、統括海洋環境保全推進員及び海洋環境保全推進員（以下「推進員等」という。）の活動内容を広く一般に周知するとともに、推進員等の活動を積極的に支援・指導するといった協力を行うことにより、官民一体となった海洋環境保全思想の普及・啓発に努めることとしています。

## 2 海洋環境保全のための監視取締り

海上保安庁では、海洋汚染を防止し、美しい海を守っていくために、巡視船艇、航空機の効率的な運用等により、我が国周辺の広大な海域において発生する海洋汚染の監視取締りを行っています。

さらに、海洋汚染事犯、自然環境を損なう事犯といった海上環境事犯の一掃を図るため、期間を定めて年2回（6月及び11月）、「海洋環境保全推進週間」並びに全国一斉の集中的な取締りを実施しています。

海上保安庁が平成11年に送致した海上環境関係法令違反件数は、765件で、前年（814件）と比べ49件（約6%）減少しています。

送致件数を法令別にみると、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」（以下「海防法」という。）違反が

485件（約63%）と大半を占め、次いで、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」違反が186件（約24%）、「港則法」違反が78件（約10%）、「水質汚濁防止法」違反が14件（約2%）となっており、船舶からの油の違法排出、陸上や船舶等からの廃棄物の違法投棄、臨海工場からの汚水の違法排出等の事犯が主なものでした。

（表1参照）

## 3 外国船舶による海洋汚染の防止対策

海上保安庁が我が国周辺海域において確認した外国船舶による海洋汚染は、ほとんどが油によるものです。

平成11年に確認した外国船舶からの油による海洋汚染は56件（前年77件）で、船舶からの油による海洋汚染の約22%を占めており、これを海域別にみると、我が国領海内で発生した汚染は40件（前年55件）、領海外（排他的経済水域又は公海）で発生した汚染は16件（前年22件）となっています。

外国船舶からの油による海洋汚染の原因としては、燃料油取扱い作業中の初歩的ミスによるものが多くを占めています。

このため、あらゆる機会を利用し、外国船舶の乗組員に対し、関係法令の周知、海洋汚染の未然防止のための具体的な対策を講じるよう油排出事故防止指導を行っています。

また、国連海洋法条約の締結に伴い、平成8年7月20日から、領海に加え、排他的経済水域及び大陸棚にある外国船舶による海上環境事犯について、一定の条件の下に海防法等を適用して取締りを行っています。海上環境事犯を引き起こした外国船舶については、船舶の航行の利益に考慮した、いわゆる「担保金制度」が適用されており、海上保安庁が平成11年に外国船舶に対し担保金制度を適用した件数は33件となっています。

(表2参照)

作業を継続した過失により潤滑油約646lを排出した。

[油水分離器清掃作業中における  
ビルジ排出]

平成12年5月18日、津軽海峡において、外国貨物船四等機関士が油水分離器の清掃作業を行う際、バルブの開閉状態を確認することを怠った過失により油分約150lを含むビルジ約1,500lを排出した。

#### IV. 主な油排出事例

[バルブ操作不適切による燃料油  
排出]

平成11年12月24日、名古屋港において、貨物船機関長が発電機用の燃料タンクに燃料を搭載する際、バルブ操作を誤った過失によりA重油約500lを排出した。

[油量確認ミスによる潤滑油排出]

平成11年7月6日、神奈川県横浜市鶴見区地先棧橋において、油タンカー船長が油槽所の送油施設から潤滑油搭載を行う際、送油されている油量を確認する事を怠り漫然と搭載

#### V. おわりに

海上保安庁では、「未来に残そう青い海」をスローガンとして、陸上・船艇・航空機の職員が一体となって、海洋汚染の監視取締りはもとより海洋環境の保全指導等海洋汚染の防止に取り組んでおり、油等による海洋汚染の防止を訴えるため、その指導対象を一般の人々にまで広げ、啓発用資料を作成・配付する等の活動を積極的に展開しておりますが、「青い海」を未来に残すためには、皆様のご理解とご協力が不可欠であることはいうまでもありません。今後とも、海洋環境保全講習会や地区海洋環境保全推進運動等への参加、海洋汚染発見の際の「118番」又は、最寄りの海上保安部署への通報等についてよろしく願いいたし

ます。

なお、海上保安庁では、今後とも海洋環境の保全に向け、海洋汚染の監視取締りを行う一方、海事関係者のみならず海洋レジャー関係者等の一般国民も対象に講習会を開催する等国民との触れ合いの

場を設け、海洋環境の保全に関する指導・啓発活動の充実強化を図るとともに、特に、次世代を担う青少年に対する啓発活動にも積極的に取り組んでいくこととしています。

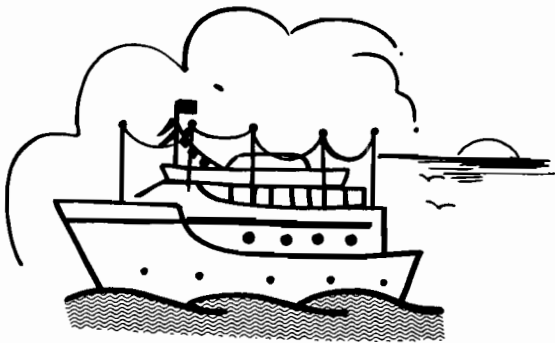




図1 海洋汚染の発生確認件数の推移

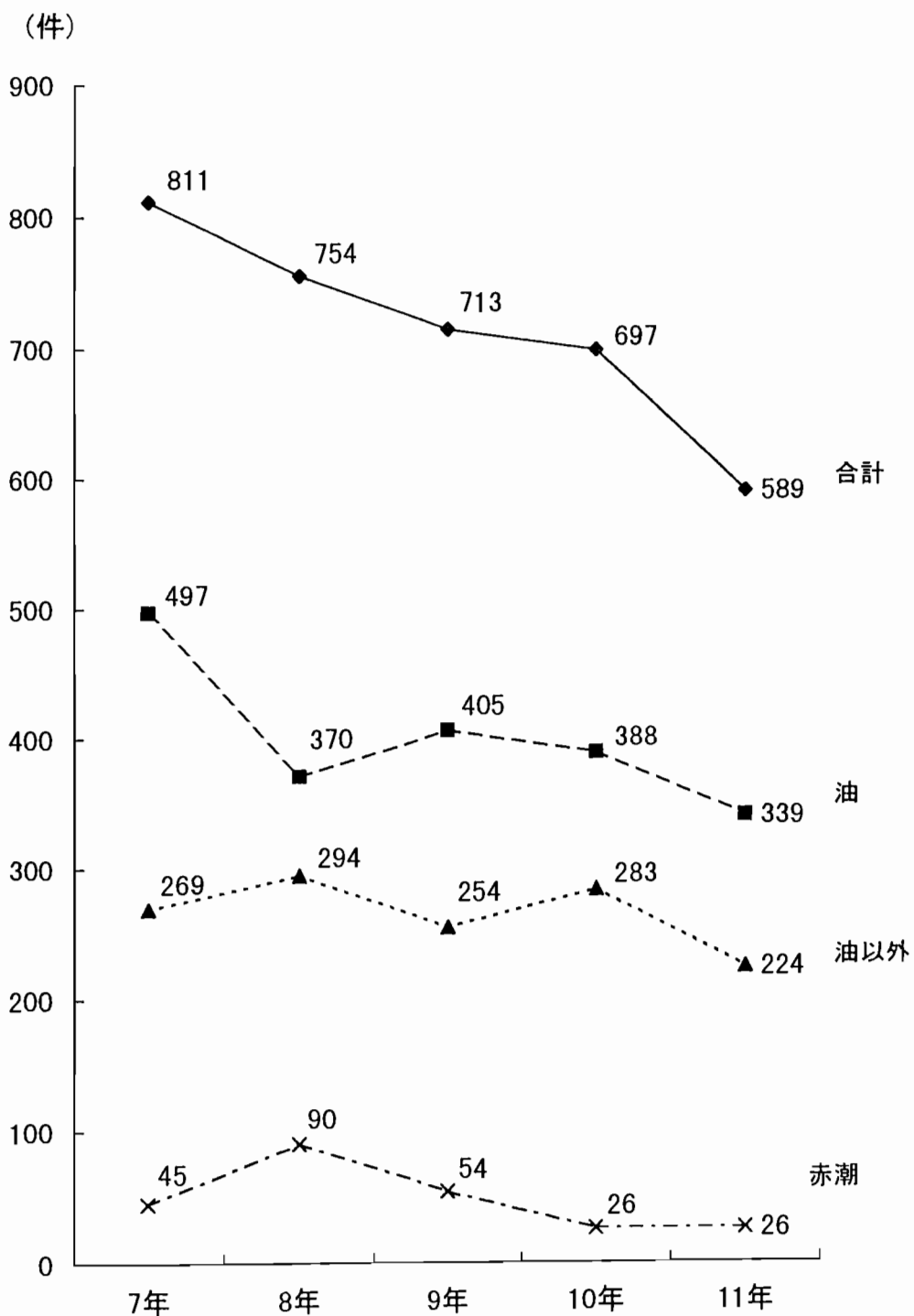


図2 海洋汚染の海域別発生確認件数（平成11年）

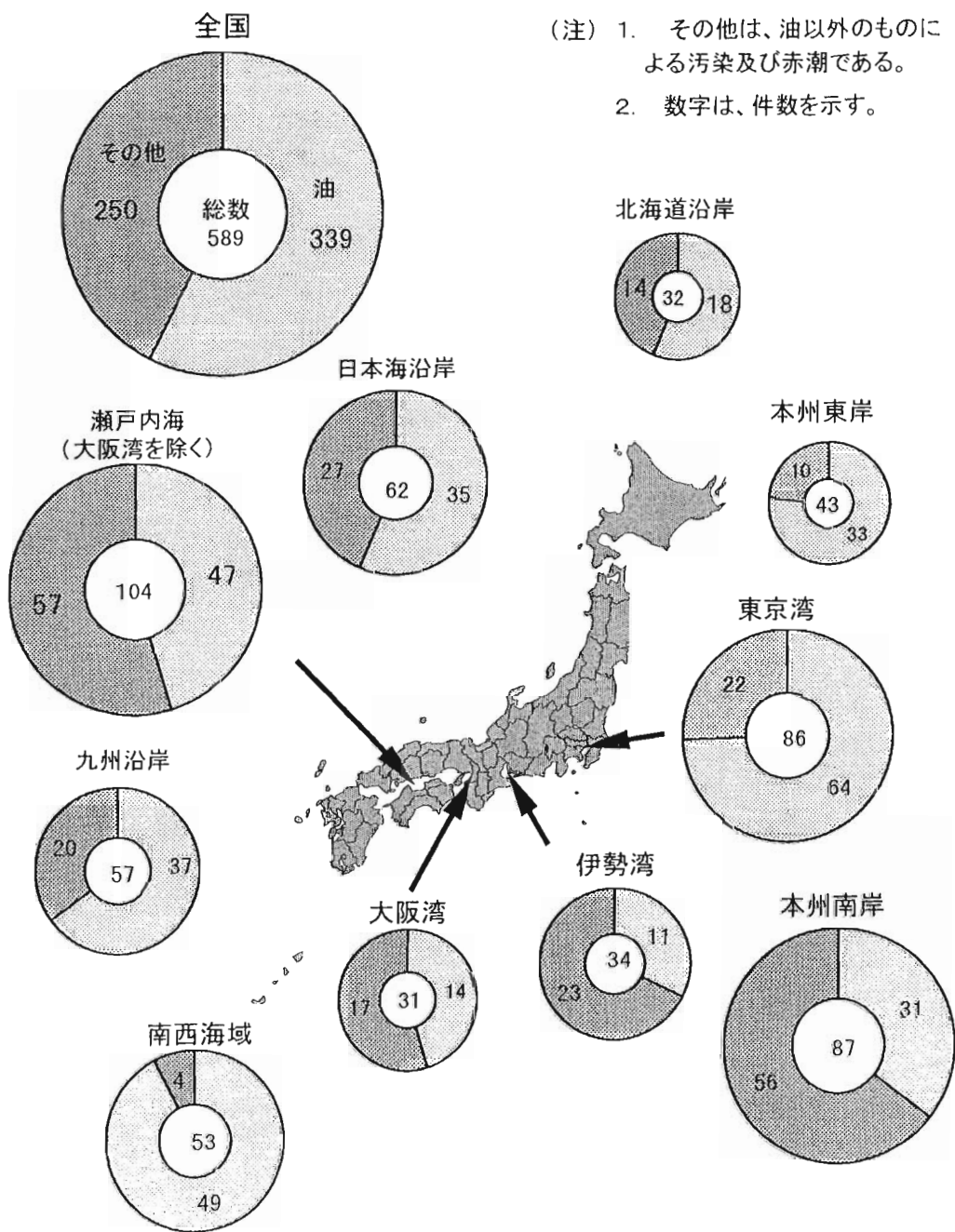


図3 油による海洋汚染の排出源別・原因別発生確認件数

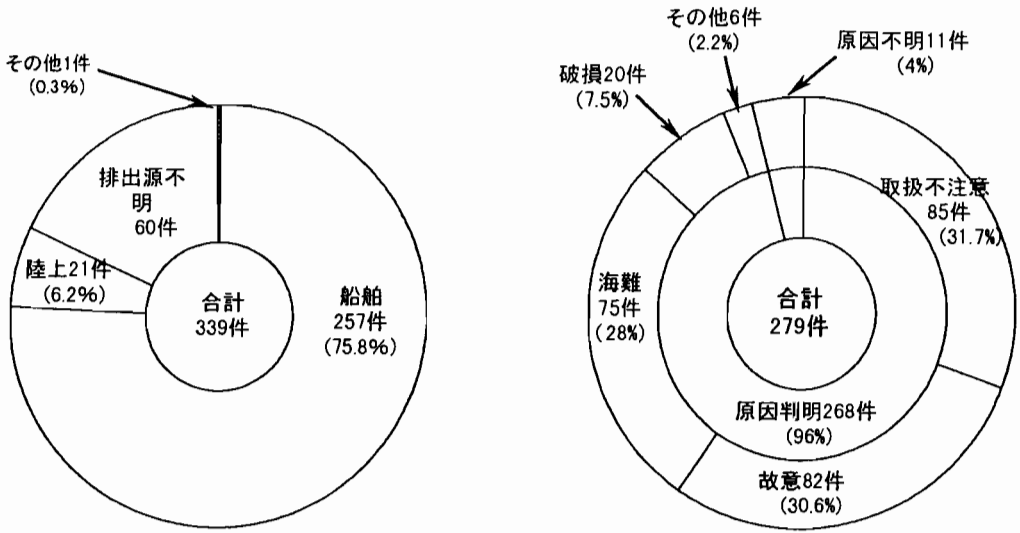


図4 油以外による海洋汚染の排出源別・原因別発生確認件数

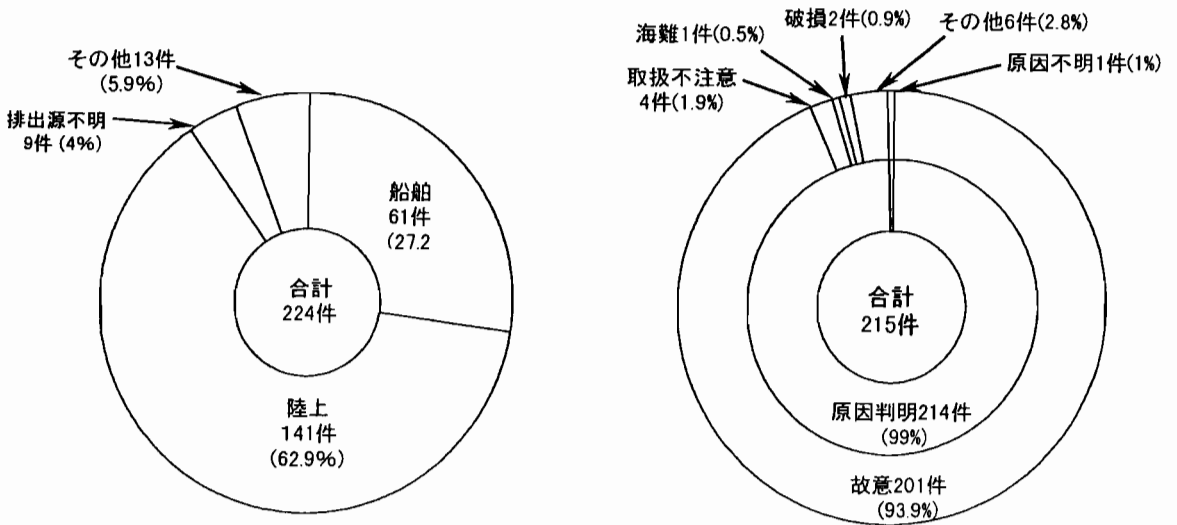


図5 日本海周辺における廃油ボールの漂流・漂着調査結果(11年)

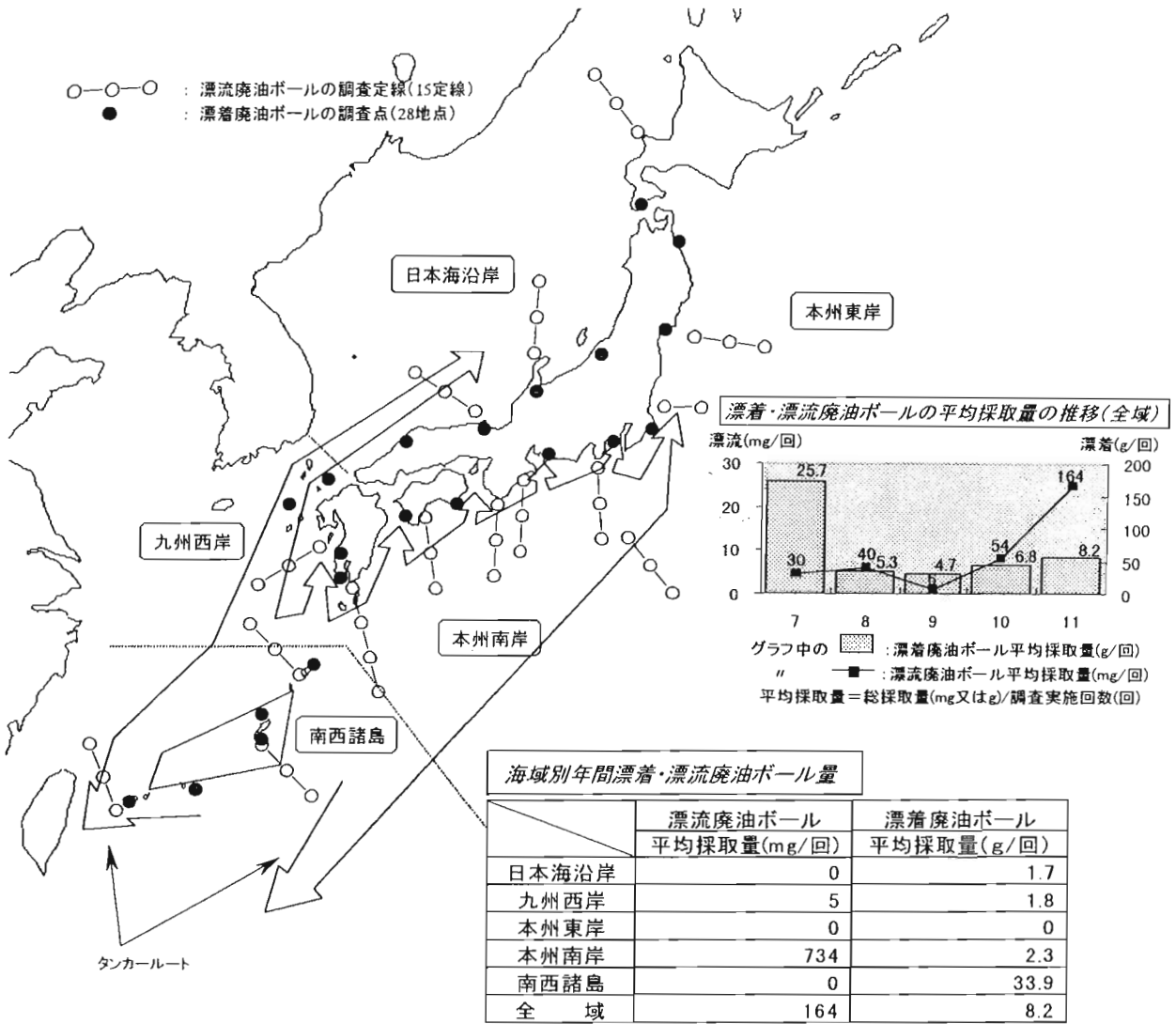


図6 日本海周辺海域における海上漂流物目視調査結果(11年)

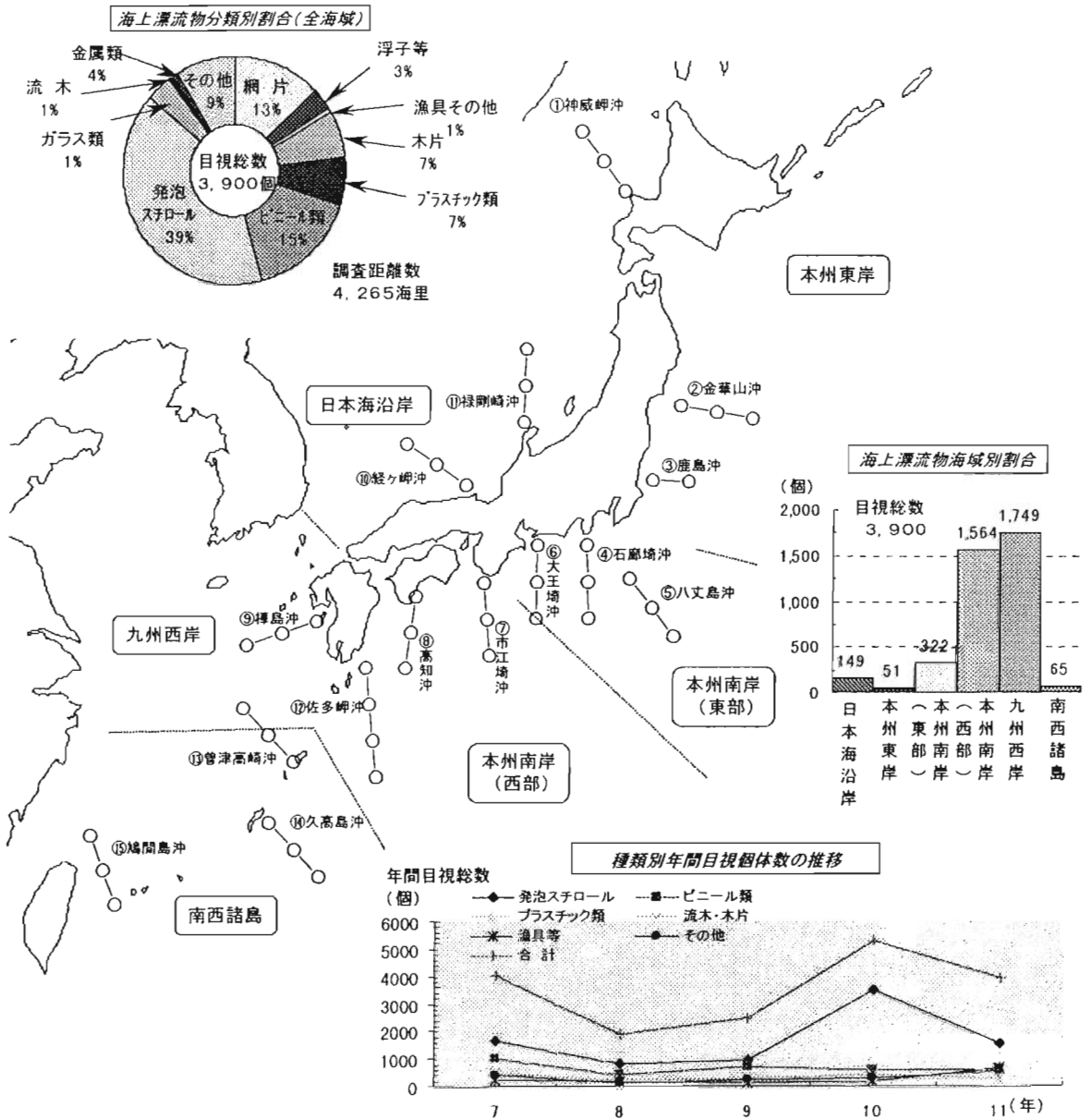


図7 投棄船舶の状況の推移

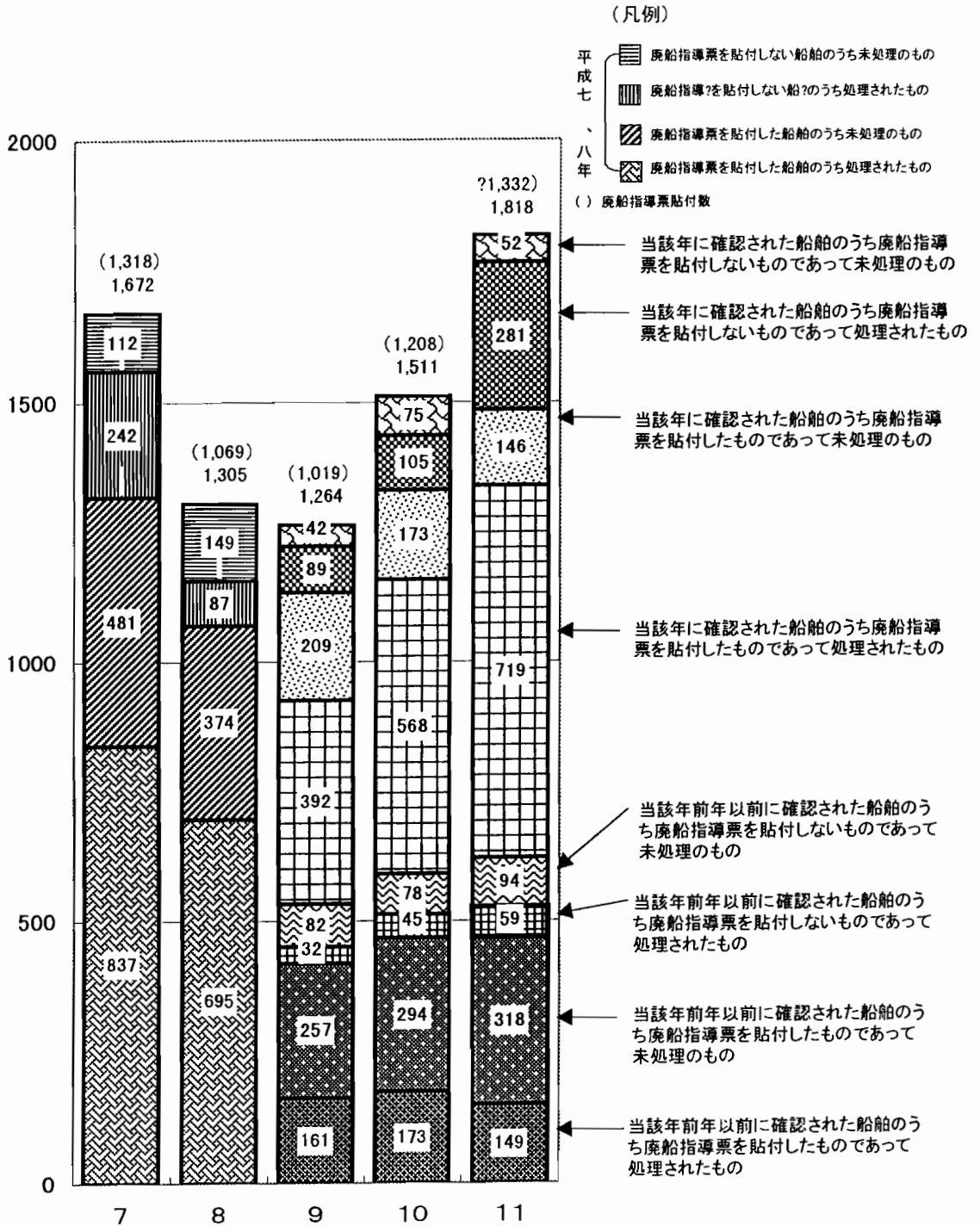


表1 海上環境関係法令違反送致件数の推移

(単位：件)

令名	区分	違反事項	送致件数				
			7年	8年	9年	10年	11年
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律		船舶からの油排出禁止規定違反	195	188	166	193	144
		船舶からの有害液体物質排出禁止規定違反	78	69	84	36	6
		船舶からの廃棄物排出禁止規定違反	20	26	73	39	66
		廃船等の投棄禁止規定違反	146	122	101	171	183
		その他の規定違反	108	59	80	61	86
		小計	547	464	504	500	485
廃棄物の処理及び清掃に関する法律		廃棄物の投棄禁止規定違反等	172	197	119	188	186
水質汚濁防止法		排水基準に適合しない排出水の排出禁止規定違反等	25	11	16	14	14
港則法		廃物投棄禁止、貨物の脱落防止設備規定違反等	102	113	121	106	78
その他の法令		都道府県漁業調整規則違反等	13	2	5	6	2
合計			859	787	765	814	765

表2 外国船舶による海洋汚染発生確認件数等の推移

			7年	8年	9年	10年	11年
海洋汚染の発生確認件数	油による汚染	日本の領海内	63	52	57	55	40
		日本の領海外	18	28	23	22	16
		小計	81	80	80	77	56
		油以外のものによる汚染	3	1	3	3	2
		合計	84	81	83	80	58
担保金制度適用件数			—	20	50	44	33
旗国通報件数			18	19	5	10	9

(寄稿)

# 平成12年度漁場環境保全対策関係新規予算の概要

水産庁資源生産推進部漁場資源課  
指導第二係長 小川 修

現在、漁場資源課は、大きく分けて漁場環境保全対策関係と資源調査等関係の2つの分野について事業を推進しているところですが、ここでは、平成12年度漁場環境保全対策関係の予算に関する新規ものについての概要をいくつかお知らせ致します。

## 1. 藻場・干潟環境保全事業

(委託費) 予算額 82,500千円

漁業は本来自然の再生機能により維持されている環境依存型産業であり、漁場環境保全は漁業活動を維持、継続していく上で必要不可欠である。

こうした環境依存型の漁業にとって藻場・干潟は漁獲対象水産物の産卵場、幼稚子魚等の生育の場あるいはワカメ、コンブ等の増養殖場として重要な水域であり、その消長が沿岸漁業に大きな影響を及ぼしており、藻場・干潟の現状把握と消滅原因の究明が急務となっている。

藻場・干潟の消滅には埋立て、洪水による大量の土砂の流入等の直接的な改変による消滅、異常水温算の海況変化による消滅等原因が明確なものもあるが、特に藻場については消滅面積の

過半が原因不明とされ、陸上起因の環境因子によるのではないかとされている。

一方、近年、漁業者が漁場環境保全事業の一環として「漁民の森づくり」と称した植樹活動が活発に行われており、体験的に藻場へ好影響を与えたとの報告がなされているが、森林の持つ藻場・干潟への栄養分等の供給等の効用について科学的な解明がなされていない。

これらのことから、森の海の生態系への効用を含めた陸上起因の環境因子と沿岸域の生態系の関連性について科学的に明確にし、藻場・干潟の消滅原因さらには維持・回復への対策を講ずるための調査を実施する必要がある。

さらに、沿岸域の環境悪化の防止あるいは軽減を図るためには、陸域からの生活排水、ゴミ等の汚染物の沿岸域への流入を防止することが肝要であり、漁業者をはじめ広く一般市民等に対し啓発を行い、陸域における環境への取組みが海の生態系にとって重要であることを明らかにし、漁場環境保全のための啓発運動を実施し、漁場環境の保全を図る必要がある。



## 2. 漁場環境保全推進事業のうち漁場環境監視等強化対策

(補助金) 予算額 108,188千円

漁業は、環境及び生態系に大きく依存する産業であり、これらを良好な状態に保全していくことは、漁業の健全かつ持続的な発展を図る上で、極めて重要な課題となっています。

しかしながら、ここ数年、平成9年のナホトカ号の事故をはじめとした大規模な油濁事故の発生、ヘテロカプサ等の新型赤潮の発生、貝毒発生域の拡大、毒化貝の種類が多様化といった漁場環境悪化の状況が見られ、これらが、埋め立て等の開発行為による良好な漁場環境の消失と相俟って、沿岸漁業等にとって大きな問題となっています。

これらの悪化要因から漁業被害を軽減するためには、常に漁場環境が良好な状態にあるかどうかを確認し、また、漁場環境の悪化をいち早く把握するための監視等の体制を強化・充実させる必要があります。特に、水産試験場等の都道府県試験研究機関等が実施するこれらの監視等と合わせ、漁業者自らによる監視活動を積極的に推進し、相

互補完の下、漁場環境監視体制をより一層強化するとともに、これらの情報を十分に活用し、迅速かつ的確に対応できる被害防止体制の確立を一層推進することが必要となります。

このため、

(1)漁場の健康診断としての長期的な環境監視調査、油濁、赤潮・貝毒等の発生監視調査を一体的に実施することにより、総合的な漁場環境監視体制を確立するとともに、油防除資機材の整備を図ることにより、迅速かつ的確な被害防止体制の確立を図るための漁場環境総合監視推進事業

(2)油濁、赤潮・貝毒監視調査体制をより一層強化するため、漁業者自身が行う簡単な採水調査の実施・観測機器の整備等、漁業者による監視調査への参加を促進するための漁業者参加型漁場監視体制整備促進事業を実施します。

以上が平成12年度の漁場環境保全対策における新規予算の概要です。

なお、継続分を含めた全体の漁場環境保全対策関係予算につきましては、次頁のとおりであります。

# 平成12年度漁場環境保全対策関係予算

(単位：千円)

		12年度 概算決定額	11年度 予算額	(備 考)
漁場環境保全対策	(1)良好な漁場環境の確保			
	① 漁場環境保全対策			
	藻場・干潟環境保全事業(委) (水産資源持続的利用推進プロジェクト)	82,500(	0)	藻場・干潟の実態・消長原因究明調査及び森・河川からの流入水等が藻場・干潟に及ぼす影響調査並びに一般市民への漁場環境保全のための啓発普及活動を実施
	水産業振興総合推進事業(補) 都道府県等推進事業のうち 漁場環境保全推進事業	195,126(	0)	漁場環境監視体制の強化、廃棄物除去算の海浜・漁場環境の美化等を総合的に推進
	漁場環境影響総合評価対策手法 確立等事業(補)	17,561(	27,874)	「漁場環境保全のあり方」の考え方を整理するとともに、それらの成果も踏まえた漁場環境への影響評価の実施
	漁場環境修復推進調査(委)	35,884(	50,842)	環境修復技術に関する調査・検討
	漁場環境保全総合美化推進事業(補)	11,970(	14,792)	効率的な海浜及び漁場の美化を総合的に実施するための指導者の養成等の実施
	発電所取放水広域漁業影響調査(委)	22,735(	36,088)	発電所取放水が周辺海域の漁業に及ぼす影響に関する調査等
	② 赤潮・貝毒対策	130,027(	143,247)	赤潮・貝毒による漁業被害を防止・軽減するための調査・技術開発
	赤潮・貝毒被害防止対策事業(委)			
	③ 油事故対策			
	漁場油濁被害対策(補)	157,969(	157,969)	原因者不明の汚染漁場の清掃、油濁汚染防止の啓発・普及等
	油汚染漁業影響情報図等作成調査(委)	11,142(	17,685)	油汚染事件発生の際の被害を最小限とするための諸情報を収集・整備
	(2)ダイオキシン、環境ホルモン等有害物質対策			
	ダイオキシン類等漁業影響調査(委) (食の安全環境確立プロジェクト)	184,250(	0)	魚介類中におけるダイオキシン類等の蓄積状況の全般的な実態把握
内分泌かく乱物質等漁業影響調査(委) (食の安全環境確立プロジェクト)	223,338(	0)	及び魚介類中のダイオキシン類等の効果的な削減方策の検討等	
有害物質漁業影響評価・対策調査(委)	8,344(	401,541)	内分泌かく乱物質による海産生物への影響評価を可能とする手法の開発及び内分泌かく乱物質の魚介類への影響実態把握等	
(3)環境と調和する漁場の確立				
希少水生生物保存対策推進事業(委)	16,422(	24,344)	データブック掲載種について保護手法検討のための現地調査及び増殖保存試験等	
ワシントン条約等対策調査(委)	5,720(	9,080)	ワシントン条約下における過度の漁業規制を防止し、漁業の適切な存続を図るための調査等	
サメ・海鳥の保全管理プログラム調査(委)	15,120(	24,000)	サメ類の保全・管理及び海鳥の混獲対策に関する行動計画の策定等	
海洋生態系保全型漁業確立実証調査(委)	45,386(	53,083)	漁業活動による環境への影響を最小化する操業形態の確立	
生物活用型漁場環境改善調査(委)	6,860(	18,869)	種々の生物による環境浄化作用について、浄化効果を含めた環境改善方策を検討するための調査	
海浜生物生息環境調査事業(補)	15,030(	20,086)	海浜生物の環境について、ボランティア等を利用した定歩調査等	
(前年度度限りの経費)				
赤潮対策技術開発試験(委)	(	13,931)		
漁場富栄養化対策事業(委)	(	30,944)		
有害藻類等対策支援検討事業(委)	(	25,034)		
流山土砂漁場機能回復等調査(委)	(	4,259)		
環境と調和する漁業普及事業(委)	(	10,117)		
漁場環境保全総合美化推進事業(補)	(	95,377)	※都道府県分	
漁場保全対策推進事業(補)	(	97,079)		
貝毒成分・有害プランクトン等モニタリング事業費(補)	(	37,815)		
マリン・エコトピア調査事業(補)	(	13,022)		
(他課計上分)				
沿岸漁場整備開発事業費補助(整備課計上)のうち				
小規模漁場保全事業	366,700(	480,000)		
小規模漁場保全事業	1,928,000(	1,747,000)		
(事業費計)	1,185,379(	1,327,078)	※他課計上分は含まない	
事務費				
経常事務費	1,158(	1,151)		
漁業調査取組指導等	12,495(	12,495)		
指導事務費(海洋底層生物影響調査) 〃(漁場環境保全対策費)	46,490(	46,484)		
	121,659(	122,103)		
(事務費計)	181,797(	182,233)		
合計	1,367,176(	1,509,311)		

(随想)

## 明石から漁業を考える（その1）

京都精華大学 人文学部環境社会学科 教授  
明石市・林崎漁業協同組合 顧問 鷺尾圭司

日本の漁業の話題になると、景気の悪い話ばかりがでてくる。精神論を打ち上げて、社会的後押しを求めても、漁業自身のもっている欠点を見直さないかぎり、視界の開く話にはならないのだから、愚痴の域を出ない。危機感と不安をあおることは、現状認識のできている人には行動への呼び水となるだろうが、成り行きに身を任せてきた人々には現状を触れたくないものとして目をそらせる効果しかない。

日本の漁業で一番欠けていることは、生産活動を行っているにもかかわらず、市場の動向がつかめていないこと、つまりマーケティングが出来ていないことにある。21世紀を目の前にしても『水揚げすれば終わり』という漁業を続けてきたところに、最大の欠点がある。そのことを政策的に明示できていない水産行政にも、系統団体にも、もちろん漁業者自身にも、漁業衰退の責任がある。

漁港で話題になることは、「獲れない」「売れない」「もうからない」の愚痴か、現実逃避のパチンコ・カラオケのうわさばかりである。そんな閑があったら、町へ出かけてデパートやスーパーの魚売り場を見てくることだ。漁港の近くにあっ

ても、地元の魚がいかに少ないかを実感してみることだ。その上で、自分たちの獲ってきた魚を家庭料理にして、地域の学校の先生、お医者さん、芸術家などと「お魚勉強会」を開くことだ。酒屋さんや八百屋さんも仲間に入れておくと会費が助かる。これは、単なる宴会ではない。地元で獲れる魚が、その土地でどのように評価され、どのような提供形態が求められているかを知るための勉強会だ。つまりマーケティング調査の第一歩なのだ。これだけでも、明日からの魚の獲り方が変わってくるはずだ。

その土地の風土に合った利用の仕方や、地域社会の食文化のあり方は、長年の間に魚の獲り方に反映してきたはずだ。しかし、ここ三十年ほどの間に、補助金づけ装備による近代漁法とそろばん勘定だけの経営にうつつをぬかしてきたため、地域の人々の魚に対する気持ちを漁業の側が忘れてきたと言えるだろう。それを取り戻すのだ。地元で食べられないような魚が、どこかで売れると思うのが間違いだ。食用にできる魚が、餌用に利用されるのは、売れるというより、処分してもらったと感じないといけない。

いきなり、厳しいことを書きましたが、漁業を面白く、もうかる仕事にするためには、大きな発想の転換が必要なのです。その実例を、明石の海を相手に十数年やってまいりましたので、ここで事例紹介をさせていただきます。

### [明石の活魚を分析する]

獲れた魚の付加価値を高めるため、それぞれの産地で様々な工夫が為されている。その一つに活魚出荷がある。古くから活魚出荷を続けてきた明石でも、受け継がれた技術は今も生かされている。しかし、世代替わりや経営の合理化の中で、本来の持ち味が忘れられつつあるのも現実だ。その再活性化を目指して、お魚勉強会を繰り返してきた。

「活魚」は、消費者の鮮度志向に応える高付加価値型の出荷形態として、近年確実に市場に根付いてきている。しかし、そのためには活魚の定義が必要であり、その品質管理が産地から消費者に至るまでの各流通段階で一貫性のあるものとして理解され、それに対応できる技術が求められている。ところがそれらの技術は、従来から各流通段階の担当者が各々独自に発展させてきたものであり、相互の技術交流も少なかった。何よりも、活魚に何を求めるかという地域の食文化の違いがあって、「活魚」とい言葉の理解に混乱が生じている。たとえば、

関東地方の市場では活魚は「泳ぎもの」に限っており、関西地方の市場での「泳ぎもの」および「活け締めもの」という定義とは相違がある。

つまり、関東向けと関西向けを意識して、活魚供給ができていくかという問題だ。

明石の場合は古くから関西の食文化を支える魚の産地として知られてきた。明石ダイや明石ダコと名前を冠されたものから、「明石昼網」と前ものの良さ、新鮮さをアピールする出荷形態までもがブランドとして親しまれている。

これは、瀬戸内海の中でも屈指の好漁場である鹿ノ瀬を有し、温暖で豊かな栄養に富んだ餌環境と激しい潮流にもまれる魚の生育環境などの漁場条件と、京阪神まで間近であるという立地条件の良さ、魚を生かす上で必須条件である水質に恵まれた海水採取の利便さなど、一流の魚を供給する基礎条件の整っていること。次いで、鮮度の良い魚の持ち味を最高に活かす扱い方の技術条件と、そして提供された魚の値打ちを評価し、理解する消費地の食文化が相まって明石ブランドを形作ってきた。

このような認識の上に、魚との付き合い方を考えると、明石の漁業戦略が見えてくる。つまり、関西の食文化に確たる位置を築きながら、新しい情報の流れの中で消費行動を変化させていく消費者の

「求めるもの」に多様にきめ細かく対応していることが大切だとわかる。このことは、漁獲能力を高める近代技術の導入にすべて走るわけではなく、蛸壺漁や一本釣り魚など伝統的な漁法を続ける意義を知り、商品価値に重きをおいた明石漁業を演出することに生き残りの道があるといえる。つまり「明石の活魚」と評される高品質の魚の供給形想を十分理解し、理解してもらうことに意味がある。

明石の魚は何故うまいと問われた時に、答えとして三つのポイントが指摘できる。第一には、素材としての良さがある。第二には、「うまさ」を引き出すための「活け締め」や「活け越し」といった技術がある。さらに大切なのは第三に、地域の食文化の深さがあげられる。「水揚げしたら終わり」の漁業では、この第三の食文化の役割が見えてこない。だから第二の技術も面倒な工程は省かれがちになる。魚が安いからと言って、氷をケチるようなことは、その典型例だ。

あくまでも、地域の人々に喜んでもらう。地域の人が喜ばば、その知り合いが食べに来る。うわさが広がると都市の市場からも求めが来る。こうした地域の食文化を育む作業を、漁場への稚魚の放流と同じくらい、漁業の種まきとして仕掛けていくことが大切だとわかるはずだ。

地域情報へのかかわりも大切で、地域新聞とラジオ番組を大事にする。テレビは東京趣味が多いから、あまり深入りしないほうがよい。口コミの広がりこそが力になるからだ。また、商店街の行事にはできるだけ参加し、生産者も魚を買う姿を地域に見せることもポイントが高い。なぜなら、漁師にも専門性がある、人の仕事を評価する目をもっていることを知らせることが、自分の商品の信用を高めることになるからだ。

こうした意識的な「水揚げしてからあと」への関わりが、明石の魚の評価を支え、次回紹介する「イカナゴのくぎ煮」の大ヒットにつながっていく。



(基金記事)

## 油濁基金の平成11年度事業の概要

平成11年度事業計画に基づき、原因者不明の漁場油濁事故に対する漁業被害救済事業及び防除・清掃事業並びに漁場油濁の被害防止に関する調査啓発事業等を実施した。

漁業被害救済事業については、漁場油濁被害のうち被害救済の対象となるものはなかった。防除・清掃事業については、漁業被害額等の認定のため中央漁場油濁被害等認定審査会（以下「中央審査会」という。）を開催し、慎重審議を行い、その審査結果を受け、防除費用を認定し、被害漁業者に対して防除費を交付した。

調査啓発事業については、油濁被害の発生を未然に防止又は軽減する対策を確立するための調査研究及び技術開発を行うことを目的として、引き続き油濁被害防止対策事業を実施した。また、会報の発行、油汚染防止対策ポスターの作成等により広報・普及に努めるとともに、被害漁業者に交付した救済金等の配分状況検査を実施した。

さらに、引き続き水産庁の委託を受けて、油汚染漁業影響情報図等作成調査事業を実施した。

### 1. 漁業被害救済事業

平成11年度の漁場油濁事故のうち、本制度の漁業被害救済事業の対象とする50万円以上の漁業被害は無かった。なお、前年度は、件数で1件、金額で1,892万円であった。

本年度においても、油流出事故はあったものの、漁業者による早期発見と迅速な防除措置により、被害が未然に防止されたものが少なからずあった。

### 2. 防除・清掃事業

平成11年度（1～12月）に防除・清掃事業の対象となった事故は13件で、その費用の認定額3,858万円を支弁した。

これは前年度に比べて、件数で3件、金額で2,105万円の増加となった。

発生件数は、鹿児島県薩南諸島海域で6件及び沖縄県海域で4件、その他、神奈川県、山口県、宮崎県の各海域で各1件であった。

油の性状は、オイルボールの漂着が鹿児島県で6件、沖縄県で4件、宮崎県で1件、液状油の漂着が山口県、神奈川県で各1件であった。発生時期は、1～3月が7件、4～6月が5

件、10～12月が1件であった。

これらの漁場油濁事故に対し漁業者等が、沿岸漁場の磯根資源等への被害を未然に防止又は軽減するため海上での吸着マット等による油の回収、海岸での清掃及び回収した油等汚染物の廃棄処理等の防除・清掃事業を実施した。

### 3. 調査啓発事業

#### (1) 油濁被害防止対策事業

油濁被害の未然防止及び軽減のため、これらに関する調査研究及び漁業者等への指導等を引き続き実施した。本年度は、生物的油濁処理技術開発・効果的利用検討事業、漁業被害自衛計画策定指針等作成事業及び漁場油濁汚染防止啓発・指導者養成事業を実施した。

これらの事業の実施については、学識経験者等で構成する検討委員会、専門部会、ワーキング・グループをそれぞれ設置して事業実施計画、実施結果等、事業全般について広範かつ専門的見地から検討を行った。また、事業の一部については専門の調査機関に委託して実施した。その概要は次のとおりである。

#### ア 生物的油濁処理技術開発・効果的利用検討事業

本事業では、現在の油濁処理技術では十分に除去し難い漂着油、特に海岸

に漂着後に砂中に浸透し或いは岩石に付着したものについて、自然浄化に深く関わっている微生物の油分解能力を最大限に活用して効率的に油濁の防除を図ることを目的として「生物的油濁処理技術開発専門部会」を設置し、処理剤の開発を推進してきた。

本年度は、これまで検討してきた結果に改善を加え、より効果的で安全な処理剤を開発するとともに、当該処理剤の利用上の問題点等についても検討した。

生物的処理剤の開発については、処理剤に対し、効果の持続性・即効性を付与すること等を重点課題として取り組み試作した。さらに、これを自然海浜での潮汐変化等を模したフィールド模擬装置（水位変化、海水交換を可能とする屋外施設）を用い、より実海域に近い環境下において、これら処理剤の試作品による油分解性能評価試験を行った。

その結果、窒素源としてCDU-尿素（緩効性窒素肥料）を多く含み、補助栄養素としてカゼインを加えた液体タイプの試作剤に効果の増強及び持続性が認められた。また、これら試作剤の水生生物に対する影響についての安全性評価試験においても、良好な結果が得られた。

#### イ 漁業被害自衛計画策定指針等作成事業

漁場油濁被害の拡大防止を図るためには、漁場を利用している漁業者及び漁業関係者による迅速、かつ、的確な対応が肝要である。このため、各地域における自主的な漁場自衛計画の策定を促進するための指針作りを実施するとともに、漁業被害自衛計画の実践に当たって漁場利用の特性等を考慮しつつ、油回収、処理方法等を解説したマニュアルを作成することとなった。

平成11年度においては、学識経験者等による「漁業被害自衛計画策定等専門部会」を設置し、指針作成に当たっての骨格及び内容を検討した。

併せて、現地検討会を開催し、大分県における油汚染事故の際の対応状況と今後の地域における油汚染事故対策のあり方等について、行政機関、漁連・漁協等から聞き取り調査及び情報収集を行った。

この他、海外における油汚染事故の対応に関する情報を収集した。

#### ウ 漁場油濁防止啓発・指導者養成事業

油による漁場汚染の防止のためには、船舶や陸上施設等の事業運営者の関係法令等の遵守はもとより、一般市民の海洋環境保全意識の啓発や情報の普及も極めて重要である。

また、漁場油濁事故が発生した場合、被害の未然防止や被害を最小限に食い止めるためには、地域の漁業者が

事故現場で速やかに対処することが極めて肝要である。このため、本年度は、水産庁、海上保安庁等の協力を得て、日本海中部沿岸域、九州北部沿岸域、伊勢湾及び東京湾の漁場関係情報のポスター及びチラシを作成し、関係者に配布（日本海中部沿岸域については、英文版を作成し、外国船舶関係者等に配布）した。また、一般市民も対象にした油汚染事故についてのパンフレットの作成やインターネットによる広報を行った。

更に、油汚染防除に関する現場の実践者、指導者を養成するため、油流出事故等発生後に必要となる基本的な知識の対応策の重要性や、現場における実技指導等を内容とする講習会を開催した。講習会は、北海道小樽市、長崎県対馬美津島町及び東京都内で行い、漁協関係者等合計約240名の参加があった。

#### (2) 油汚染漁業影響情報図等作成調査事業

「1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約（OPRC条約）」に基づき、「油汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」（平成7年12月閣議決定、平成9年12月改定）が策定され、これにより必要とされる各海域毎の諸情報を国の各機関が各分野毎に整理することが定められた。



このため、水産分野においては漁業に関する情報を収集・評価し、油汚染が発生した際に漁業に関する被害が最小限となるよう、漁業者等の迅速な対応に必要な情報図等を作成することとされ、平成9年度から水産庁の委託を受けて実施することとなった。

本年度は、引き続き、学識経験者等で構成する「油汚染漁業影響情報図等作成調査検討委員会」において専門的見地から検討を行い、瀬戸内海東部沿岸域、瀬戸内海中部沿岸域、瀬戸内海西部沿岸域及び北陸沿岸域の4海域について情報図及び電子化したデータベースを作成した。なお、この業務の一部を関係都道府県及び専門機関に委託して実施した。

### (3) その他

#### ア 救済金等配分状況の検査

救済事業等の円滑・適正な推進に資するため、前年度に支払われた漁業被害の救済金及び防除費の交付金が申請者である漁協において被害漁業者に迅

速かつ適切に配分されたかについて、当基金の職員及び当基金の委嘱した漁連等の職員により検査・指導を実施した。

#### イ 啓発普及活動等

(ア) 財千葉県漁業振興基金及び瀬戸内海漁場環境保全対策連絡会の東京湾及び瀬戸内海における漁場油濁事故の防止対策に関するポスターの作成に対し、引き続き後援した。

(イ) 定期刊行物「油濁基金だより」を2回発行し、関係機関、漁協等に配布し、当基金の活動状況の周知、油濁事故の防止、漁場環境保全意識の啓発に努めた。

(ウ) 瀬戸内海漁場環境保全対策連絡会が開催した会議に出席し、油濁防止対策に係る啓発活動等に協力した。

(エ) 全漁連・関係府県漁連で構成する「全漁連ナホトカ号油流出事故漁業被害対策協議会」等に参加・提携し、情報交換及び指導助言を行った。



平成11年度 漁場油濁被害救済実績

1. 被害発生状況

(単位：円)

件数	認定額	漁業被害(4～3月)		防除・清掃(1～12月)	
		件数	認定額	件数	認定額
13	38,581,963	—	—	13	38,581,963

2. 都道府県別発生状況

(単位：円)

区分 都道府県別	件数	認定額	漁業被害(4～3月)		防除・清掃(1～12月)	
			件数	認定額	件数	認定額
神奈川県	1	913,989			1	913,989
山口県	1	800,800			1	800,800
宮崎県	1	280,700			1	280,700
鹿児島県	6	33,418,442			6	33,418,442
沖縄県	4	3,168,032			4	3,168,032
合計	13	38,581,963	0	0	13	38,581,963

3. 月別発生状況

(単位：円)

区分	月別												平成12年	合計	
	平成11年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11			12
漁業被害(4～3月)				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
防除・清掃(1～12月)	1	1	5	4	—	1	—	—	—	—	1	—			13

年次別漁場油濁被害救済実績

(単位：百万円)

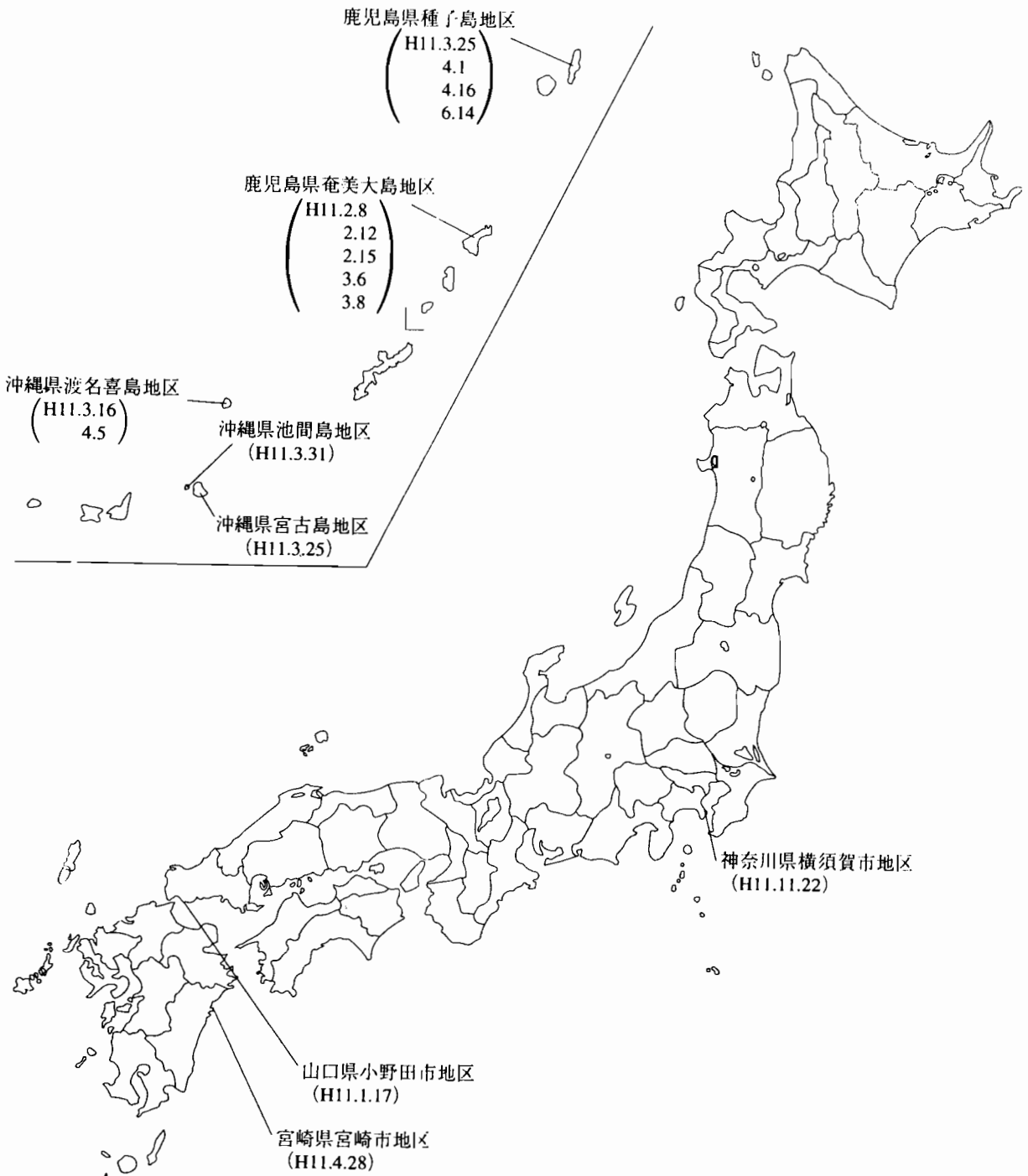
区分 年次	合 計		漁業被害（4～3月）		防除・清掃（1～12月）	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
昭和50年	18	161.3	7	143.1	11	18.2
51	67	261.9	14	172.6	53	89.3
52	87	178.0	14	73.5	73	104.5
53	105	201.5	9	85.7	96	115.8
54	87	366.3	12	222.6	75	143.7
55	68	300.5	14	190.8	54	109.7
56	75	394.4	17	285.1	58	109.3
57	38	245.3	8	165.3	30	80.0
58	46	241.5	6	106.7	40	134.8
59	54	190.1	10	64.8	44	125.3
60	51	397.5	10	305.7	41	91.8
61	45	134.9	2	27.3	43	107.6
62	42	103.0	2	39.6	40	63.4
63	39	110.7	6	38.0	33	72.7
平成元	40	140.6	7	79.4	33	61.2
2	33	138.3	4	69.4	29	68.9
3	34	124.6	3	61.6	31	63.0
4	28	99.0	1	13.1	27	85.9
5	18	40.7	2	7.7	16	33.0
6	17	42.9	2	21.1	15	21.8
7	26	59.9	3	21.8	23	38.1
8	18	28.4	1	15.0	17	13.4
9	24	85.3	5	25.3	19	60.0
10	11	36.4	1	18.9	10	17.5
11	13	38.5	0	0	13	38.5
合 計	1,084	4,121.5	160	2,254.1	924	1,867.4
平 均	43.3	164.8	6.4	90.1	36.9	74.6

(注) 万円単位を切捨てて集計した。

平成11年度漁場油濁被害発生状況一覧表

No.	県地区名	発生日 月 日	発生場所	被害及び作業の状況	関係漁協	漁業被害 認定額	防除清掃 認定額	合計認定額
1	山口県 小野田市地区	平成 11. 1. 17	小野田漁協のり 漁場	粘度の高い油がノリ流場に流入、ノリ、ノリ網を汚染し被害を与えた。	小野田漁協	円 18,921,133	円 800,800	円 19,721,933
2	鹿児島県 奄美大島地区	11. 2. 8 11. 2. 12 11. 2. 15	笠利町から瀬戸 内町に至る北部 西海岸一帯	大量のオイルボールが広範囲に漂着、真珠養殖や各種磯取資源に被害の恐れがあり清掃した。	笠利町漁協 龍郷町漁協 名瀬漁協	—	17,704,074	17,704,074
3	鹿児島県 奄美大島地区	11. 3. 6 11. 3. 8	龍郷町及び大和 村の地先海岸一 帯	オイルボールが海に漂着、真珠養殖や建網、敷網漁業等に被害の恐れがあり清掃した。	龍郷町漁協 大和町漁協	—	4,207,242	4,207,242
4	沖縄県 渡名喜島地区	11. 3. 16	渡名喜島アンジ エーラ浜、東浜 一帯	オイルボールが海岸に漂着、付近のアオサ養殖や雑漁業に被害の恐れがあり清掃した。	渡名喜村漁協	—	766,200	766,200
5	沖縄県 宮古島地区	11. 3. 25	宮古島保良漁港 地先海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、付近のシヤコ貝、モズク養殖に被害の恐れがあり清掃した。	平良市漁協	—	293,200	293,200
6	鹿児島県 種子島地区	11. 3. 25	南種子町西海岸 一帯	オイルボールが海岸に漂着、セイエヒコやトコブシ漁業に被害の恐れがあり清掃した。	南種子町漁協	—	1,151,588	1,151,588
7	沖縄県 池間島地区	11. 3. 31	池間島地先海岸 一帯	オイルボールが海岸に漂着、採貝、採藻漁業に被害の恐れがあり清掃した。	池間漁協	—	1,790,812	1,790,812
8	鹿児島県 種子島地区	11. 4. 1	西之表市、中種 子町東海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、トコブシや天草に被害の恐れがあり清掃した。	種子島漁協	—	3,511,425	3,511,425
9	沖縄県 渡名喜島地区	11. 4. 5	渡名喜島アンジ エーラ浜、東浜 一帯	オイルボールが海岸に漂着、付近のアオサやモズクに被害の恐れがあり清掃した。	渡名喜島漁協	—	317,820	317,820
10	鹿児島県 種子島地区	11. 4. 16	西之表市、中種 子島西海岸一帯	柔らかいオイルボールが海岸に漂着、トコブシや天草に被害の恐れがあり清掃した。	種子島漁協	—	4,529,348	4,529,348
11	宮崎県 宮崎市地区	11. 4. 28	宮崎市内海町地 先海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、小型定置網等に被害の恐れがあり清掃した。	内海漁協	—	280,700	280,700
12	鹿児島県 種子島地区	11. 6. 14	南種子町地先海 岸一帯	柔らかいオイルボールが海岸一帯に漂着、イセエビやトコブシ漁に被害の恐れがあり清掃した。	南種子町漁協	—	2,314,765	2,314,765
13	神奈川県 横須賀市地区	11. 11. 22	横須賀市東部漁 協走水支所のり 漁場	劣化したC重油がノリ流場に流入し、ノリ網等漁具を汚染し拭作業を実施した。	横須賀市東部漁協	—	913,989	913,989
合 計						18,921,133	38,581,963	57,503,096

# 平成11年漁場油濁被害発生図



---

(基金記事)

## 油濁被害防止対策ポスター及びチラシの作成配布について

---

当基金では、漁場油濁被害の発生を未然に防止し、または軽減する対策を確立するための調査研究及び技術開発を行う「油濁被害防止対策事業」を実施していることについては、平成11年度事業概要に記載しましたが、ここでは、漁場油濁汚染防止啓発事業の一環として、平成11年度にポスター及びチラシを作成し、関係機関へ配布しましたので、その概要を紹介します。

### 1. 事業目的

漁場油濁汚染の一因として、わが国周辺水域を航行する船舶からの油の流・排出が考えられるが、外国船等も多く航行することから、これら外国船運航者等に対する啓発・普及が必要である。

このため、外国船運航者等に対し日本沿岸域の漁場関係情報を提供しつつ、油濁汚染防止に係る関係法令の遵守、油濁事故の削減を図る。

### 2. 事業内容

わが国の主要港湾へ出入港する外国船等を主対象として、船舶からの油の流・排出による漁場油濁の未然防止を啓発・普及するため、関係官公庁、海事代理店及び関係団体等の協力を得て、これらの船舶等に対し、チラシを配布するとともに主要場所にポスターの掲示を行う。

上記に基づいて、平成6年度以降下記(1)の海域を対象として実施してきましたが、船舶関係団体や漁協等多くの機関から和文のポスター・チラシも作成配布してほしい旨の要望がありました。

このことから、平成11年度には下記(2)の海域について別図（日本海中部沿岸海の例）の通り日本語版によるポスター、チラシを関係県等のご協力を得て作成しました。

ポスター及びチラシは、関係機関へ配布し掲示等をお願いするとともに、各管区海上保安本部及び保安部（署）等のご協力を得て、船舶乗組員等に対し適宜配布していきます。

なお、本年度以降も油濁事故の多い海域を対象として英語版及び日本語版の2種類の

ポスター、チラシを作成配布することとしていますので、今後とも宜しくご協力下さい。

## 記

### 年度別、海域別の作成・配布状況

#### (1) 英語版のもの

平成6年度 東京湾

平成7年度 伊勢湾

平成8年度 瀬戸内海東部（紀伊水道～播磨灘）

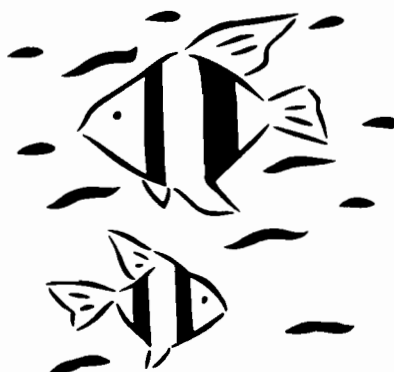
平成9年度 瀬戸内海中・西部及び豊後水道

平成10年度 九州北部沿岸海域

平成11年度 日本海中部沿岸海域

#### (2) 日本語版のもの

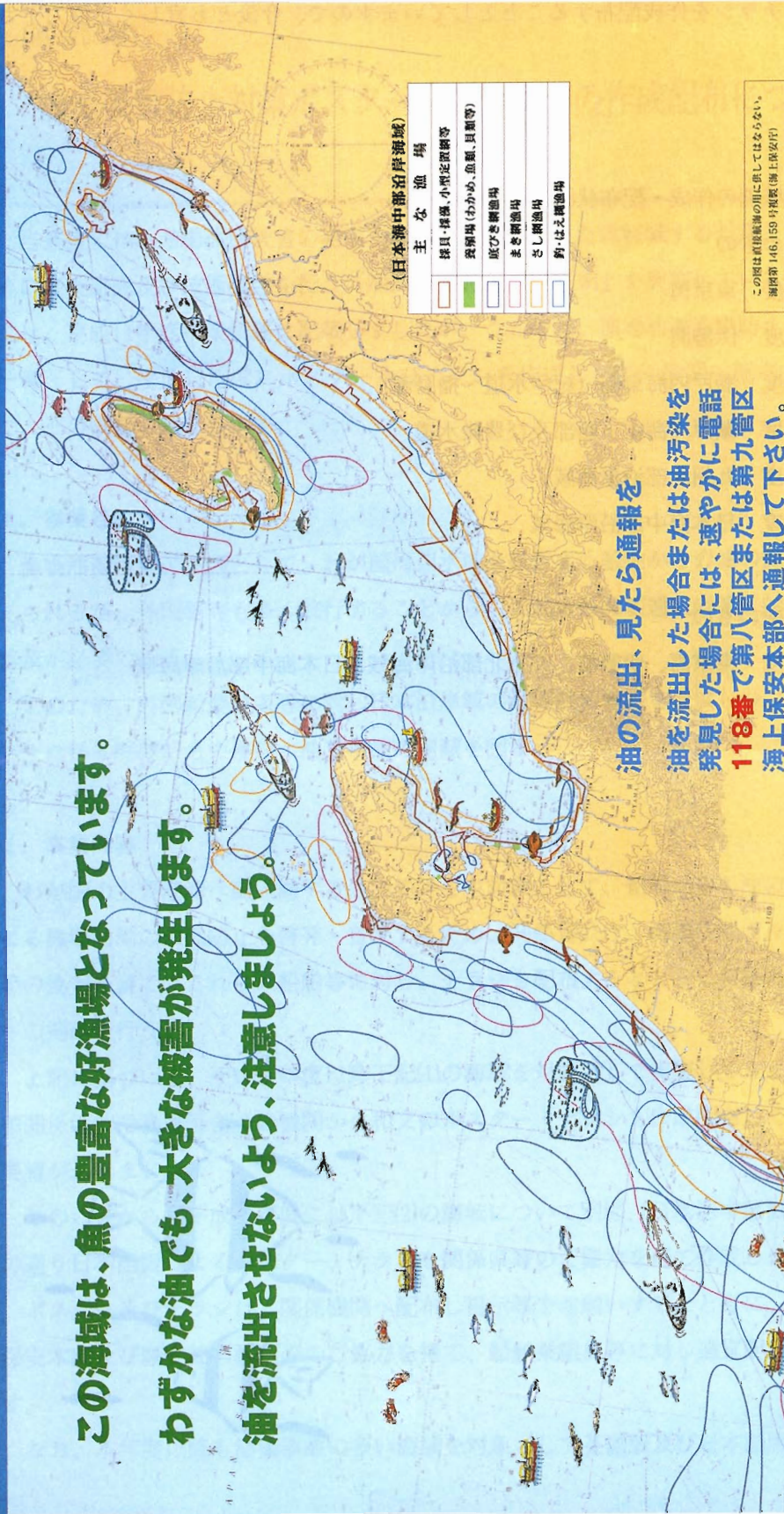
平成11年度 東京湾、伊勢湾、九州北部沿岸海域、日本海中部沿岸海域





# 豊かな海を油汚染から守ろう

この海域は、魚の豊富な好漁場となっています。  
わずかな油でも、大きな被害が発生します。  
油を流出させないよう、注意しましょう。



油の流出、見たら通報を  
油を流出した場合は油汚染を  
発見した場合には、速やかに電話  
**118番**で第八管区または第九管区  
海上保安本部へ通報して下さい。

この図は直接航海の用に供してはならない。  
海防第 146、150 号規程(海上保安庁)

水産庁／第八管区・第九管区海上保安本部／(財)漁場油濁被害救済基金



(基金記事)

## 中央漁場油濁被害等認定審査会の動き

### 平成12年度 第1回中央審査会

平成12年5月22日開催、沖縄県池間島地区他1件の漁場油濁被害額の審査が行われた。

今回上程された案件は、防除・清掃のみのもの2件であった。

この2件について慎重審議の結果下表のとおり了承された。

No	地区名	発生年月日	発生場所	関係漁協	形状・状況	被害の種類	認定額	備考
1	沖縄県 池間島地区	平成 12. 4. 20	平良市池間島一帯	池間漁協	直径5～10cm位の柔らかいオイルボールが油の付着した藻とともに海岸に漂着。	防除・清掃	1,875,752	採貝漁業、モズク、ヒトエグサ等に被害の恐れがあった。
2	児島県 飯島地区	12. 4. 23	下飯村瀬々野浦地 先海岸	下飯村漁協	直径4cm位の柔らかいオイルボールが帯状になって漁港の防波堤付近に漂流。	防除・清掃	188,560	港内に流入してイセエビ、イシダイの蓄養イキス等に被害の恐れがあった。
	合計						2,064,312	



(基金記事)

## 労務費及び漁船用船費について

漁業被害及び防除・清掃作業に従事した場合の費用の支弁について、農林水産統計「漁業経済調査報告」及び労働省編「賃上げの実態」等の資料に基づき算定した結果、労務費及び漁船用船費の支弁額の上限を、平成11年度と同額とし、平成12年4月1日より次のとおりとなります。

### 1. 労務費（1時間当たり）

	新
労務費	1,180円

### 2. 漁船用船費（1日当たり）

	新
1 t 未満	20,400円
1 t～3 t 未満	25,200円
3 t～5 t 未満	42,200円
5 t 以上	58,200円

（4時間以下は半額）

(注) 著しい危険もしくは汚染を伴う作業、または高度の技能もしくは肉体的労働を要すると認められる作業に係る労務費については、最高1時間当たり110円までの金額をこれに付加するものとする。

## 都道府県漁場油濁被害等認定審査会委員の 委嘱について

任期満了に伴い、平成12年8月当基金から委嘱された都道府県漁場油濁被害等認定審査会委員は、次のとおりです。

(敬称略)

任期：平成12年8月1日～平成14年7月31日まで

	氏名	所属・役職名
青 森	後藤 亮 丞	青森県漁業協同組合連合会 専務理事
	山道 五 郎	青森県信用漁業協同組合連合会 専務理事
	工藤 洋 悦	青森県漁業共済組合 専務理事
	新保 宜 嘉	(社)青森県水産振興会 常務理事
	長谷川 義 彦	青森県水産部 次長
	足助 光 久	青森県水産増殖センター 所長
	風 晴 晃	青森県環境生活部 環境管理課長
	畑中 義 郎	青森県商工会議所連合会 幹事
	角田 昌 周	青森県石油商業協同組合 理事長
	石川 勇 雄	東北電力(株)青森支店 取締役支店長
高橋 征 支	東北内航海運組合 専務理事	
宮 城	阿部 長 榮	宮城県漁業協同組合連合会 代表理事会長
	小野 齋	宮城県漁業協同組合連合会 専務理事
	毛呂 達 夫	宮城県信用漁業協同組合連合会 代表理事専務
	大山 守 一	宮城県漁業共済組合 組合長理事
	渡辺 宏	宮城県産業経済部次長(技術担当)
	高橋 武 志	宮城県産業経済部漁港漁場整備課長
	佐藤 陽 一	宮城県水産研究開発センター所長
	大森 迪 夫	東北大学農学部 教授
	津嶋 秋 夫	宮城県商工会議所連合会 常任幹事
	佐々木 善 昭	宮城県石油商業協同組合 海上委員会委員
高橋 征 支	東北内航海運組合 専務理事	
	浅見 英 雄	千葉県漁業協同組合連合会 専務理事
	花戸 伸 介	千葉県漁業共済組合 参事

千葉	渡辺元靖 佐藤俊輔 吉野祐治 赤塚誠一 大矢雅道 高久正 土方浩 木内政成 中村常次	(財)千葉県漁業振興基金 専務理事 (財)千葉県漁業振興基金 常務理事 千葉県農林水産部 水産課長 千葉県農林水産部 漁業資源課長 千葉県水産試験場 場長 (社)千葉県商工会議所連合会 専務理事 (社)東京湾海難防止協会 千葉支部長 (社)千葉県経済協議会 専務理事 千葉県内航海運組合 常務理事
東京	菊池滋夫 津久井清 仲村正二郎 西村和久 岩田哲 岩田光正 溝入茂 岡部義裕 志村肇 田畑日出男 長田良治	東京都漁業協同組合連合会 代表理事会長 港漁業協同組合 代表理事組合長 東京都漁業共済組合 専務理事 東京都漁船保険組合 専務理事 東京都労働経済局農林水産部 水産課長 東京都水産試験場 場長 東京都環境局環境改善部規制指導課長 東京商工会議所 中小企業相談センター所長 東京商工会議所 議員 (三和機材(株)代表取締役社長) 東京商工会議所議員 (新日本気象海洋(株)社長) 関東沿海海運組合 事務局長
神奈川	石渡信次 青木肇 福田清文 上條清光 篠田厚 野口基一 近山通正 小林安雄 寺田省三 杉山徳光 安藤貢	神奈川県漁業協同組合連合会 副会長 神奈川県信用漁業協同組合連合会 専務理事 神奈川県漁業共済組合 専務理事 神奈川県漁船保険組合 専務理事 神奈川県環境農政部 水産課長 神奈川県環境農政部 大気水質課長 神奈川県水産総合研究所 所長 三浦商工会議所 専務理事 (社)神奈川県産業貿易振興協会 専務理事 神奈川県石油商業組合 専務理事 横浜地方海運組合 専務理事
	長木一 安藤幸夫 中村匡宏 鈴木義明	愛知県漁業協同組合連合会 代表理事会長 愛知県信用漁業協同組合連合会 代表理事会長 愛知県漁船保険組合 組合長理事 愛知県漁業共済組合 参事

愛知	小寺和郎 藤崎洸右 喜田和四郎 古田二郎 中島敏秋 岡田志郎 加藤貢	愛知県農林水産部 水産振興監兼水産課長 愛知県水産試験場 場長 前三重大学生物資源学部 教授 古田技術事務所 所長 東海鉄鋼協会 専務理事 出光興産(株)愛知製油所 副所長 東海内航海運組合 理事長
福井	岩村健一 白崎晃男 富田武司 武田忠男 岡島一男 和田大輔 秋山敏男 山口達郎 野村正和 川原林正哉	福井県漁業協同組合連合会 参事 福井県漁業共済組合 参事 福井県漁船保険組合 専務理事 (社)福井県漁業指導協会 課長 福井県福祉環境部 環境政策課長 福井県農林水産部 水産課長 福井県水産試験場 場長 福井商工会議所 専務理事 セーレン(株) 常務取締役 東洋紡績(株)敦賀工場 環境安全室部長
兵庫	壽進 今井邦彦 石原満 吉田俊明 小西一弘 嵐一夫 丹下勝義 藤井隆文 清水晃 滝井邦興 三好一郎	兵庫県漁業協同組合連合会 専務理事 兵庫県信用漁業協同組合連合会 専務理事 兵庫県漁業共済組合 参事 (財)兵庫県水産公害対策基金 事務局長 兵庫県農林水産部農林水産局 水産課長 兵庫県生活文化部環境局 水質課長 兵庫県立水産試験場 場長 姫路商工会議所 専務理事 (株)神戸製鋼所 環境エネルギー部部長 出光興産(株) 兵庫製油所副所長 兵庫海運組合 専務理事
岡山	西川太 清水昭 片山勝介 安家重材 小野秀次郎 松村眞作 島本浩一	岡山県漁業協同組合連合会 代表理事会長 岡山県漁業協同組合連合会 専務理事 岡山県漁船保険組合 専務理事 (財)岡山県水産振興協会 専務理事 岡山県農林水産部 水産課長 岡山県水産試験場 場長 岡山県地域振興部 環境指導課長

	大 森 智 酒 井 一 彦 矢 場 田 武 中 西 宝	岡山県商工会議所連合会 専務理事 日石三菱精製(株)水島製油所 副所長 耐火物協会 中四国支部長 岡山県中部海運組合 理事長
広 島	勝 間 讓 山 本 勇 二 斎 藤 宣 彦 寺 西 正 義 大 澤 直 之 高 田 三千人 清 水 邦 彦 倉 田 桂二郎 山 内 明 鈴 木 剛 中 川 吉 彦	広島県漁業協同組合連合会 代表理事会長 広島県漁業協同組合連合会 代表理事専務 広島県信用漁業協同組合連合会 代表理事会長 広島県漁業共済組合 組合長 広島県農林水産部 水産漁港課長 広島県環境生活部 環境対策室長 広島県水産試験場 場長 広島県商工会議所連合会 幹事長 日本鋼管(株)福山製鉄所 総務部総務室長 広島県石油商業組合 理事長 中国地方海運組合連合会 専務理事
山 口	金 子 信 義 久 田 龍 司 大 内 幸 人 北 辺 進 秀 久 保 正 人 武 居 義 弘 藤 村 治 夫 高 嶋 寿 男 樋 口 勉 深 川 坦 中 村 卓 哉	山口県漁業協同組合連合会 専務理事 山口県栽培漁業公社 常務理事 山口県信用漁業協同組合連合会 専務理事 山口県漁業共済組合 参事 山口県水産部 次長 山口県環境生活部 環境保全課長 山口県水産研究センター内海研究部長 岩国商工会議所 専務理事 出光興産(株)徳山製油所副所長 宇部興産(株)宇部総合本部 総務部長 山口県内航海運組合 専務理事
島 根	岸 宏 葛 西 清 秀 団 野 清 梶 目 明 平 田 民 夫 安 達 二 朗 神 門 幹 男 和 田 敏 文 土 田 好 治	島根県漁業協同組合連合会 代表理事会長 島根県信用漁業協同組合連合会 代表理事会長 島根県漁業共済組合 組合長理事 島根県漁業協同組合連合会 専務理事 島根県農林水産部 漁業管理課長 島根県水産試験場 場長 島根県環境生活部 消防防災課長 島根県商工会議所連合会 幹事長 島根県商工会連合会 会長

	岩谷泰介 板谷俊雄	島根県石油商業組合 理事長 隠岐地区海運組合 理事長 08512-2-4693
香川	神原俊庸 柳生忠 高橋昭 中川壽 打越貞光 真鍋寛定 大森利春 星川榮二郎 田岡聡 角森孝光 雑喉平三郎	香川県漁業協同組合連合会 代表理事専務 香川県海苔養殖研究会 会長 香川県漁業共済組合 専務理事 香川県漁業操業安全協会 事務局長 香川県農林水産部 次長 香川県水産試験場 場長 香川県生活環境部 環境局 環境保全課長 香川県商工会議所連合会 専務理事 四国電力(株)高松市店 支配人高松支店長 香川県石油商業組合 理事長 香川県海運組合 理事長
愛媛	二宮英二 佐々木丈典 上田清水 赤崎寧 岡田義治 矢野純 佐藤能理夫 真田明志 池田紘三 幸啓一 小松原乾之亮	愛媛県漁業協同組合連合会 専務理事 愛媛県信用漁業協同組合連合会 参事 愛媛県漁業共済組合 参事 愛媛県漁業信用基金協会 専務理事 愛媛県農林水産部水産局 水産課長 愛媛県中予水産試験場 場長 愛媛県県民環境部 環境局 環境政策課長 愛媛県商工会議所連合会 専務理事 四国電力(株)松山支店 支配人・支店長 コスモ松山石油(株) 取締役総務部長 愛媛地区海運組合 理事長
高知	木村光廣 船附泰男 中西憲三 森本源一郎 串間正章 野村和行 松尾憲親 下元敏晴 溝渕栄一郎 渋谷唯猪 立田敬二	高知県漁業協同組合連合会 専務理事 高知県漁業共済組合 参事 高知県漁業信用基金協会 専務理事 高知県信用漁業協同組合連合会 専務理事 高知県海洋局水産振興課 課長 高知県水産試験場 場長 高知県文化環境部 環境保全課 課長 高知弁護士会 弁護士 高知県商工会議所連合会 専務理事 高知県石油業協同組合 専務理事 高知県海運組合 理事長

福岡	山崎征興	福岡県漁業協同組合連合会 常務理事
	中山平和	福岡県信用漁業協同組合連合会 専務理事
	荒巻義臣	福岡県有明海漁業協同組合連合会 専務理事
	畑中進	福岡県漁業共済組合 参事
	松石厚	福岡県環境生活部 環境保全課長
	梅野正喜	福岡県水産林務部 漁政課長
	藤紘和	福岡県水産海洋技術センター 所長
	南里勝利	福岡県商工会議所連合会 事務局長
	浦野澄明	福岡県石油商業組合 専務理事 福岡県石油協同組合 専務理事
	武田守正 花田陽裕	九州電力(株) 理事電源立地部長 九州地方海運組合連合会 専務理事
大分	富沢泰一	大分県漁業協同組合連合会 代表理事会長
	成重勇治	大分県漁業協同組合連合会 副会長理事
	宮本武	大分県信用漁業協同組合連合会 代表理事会長
	堀隆喜	大分県漁業共済組合 組合長理事
	坂本正憲	大分県林業水産部 漁政課長
	甲斐崇明	大分県生活環境部 環境管理課長
	石川佑司	大分県海洋水産研究センター長
	板井政巳	大分県商工会議所連合会 専務理事
	村田安道	昭和電工(株)大分事業所 所長
	椎原健二 臼杵仲蔵	九州石油(株)大分製油所 副所長 大分県海運組合 事務局長
長崎	岡村一弘	長崎県漁業協同組合連合会 代表理事専務
	金田典久	長崎県信用漁業協同組合連合会 融資部長
	升本隆志	長崎県漁業信用基金協会 参事
	倉本宏	長崎県漁業共済組合 参事
	志岐富美雄	長崎県水産部 生産流通課長
	堤俊明	長崎県生活環境部 環境保全課長
	小坂安廣	長崎県総合水産試験場 場長
	宮崎應男	長崎県商工会議所連合会 事務局長
	志田融	長崎県経営者協会 専務理事
	増田脩二 滝口健	長崎県石油協同組合・石油商業組合 理事長 長崎地区海運組合 専務理事
	上田喜八郎	鹿児島県漁業協同組合連合会 代表理事副会長



鹿 児 島	重吉恵夫	鹿児島県信用漁業協同組合連合会 専務理事
	入江田勝	鹿児島県漁業共済組合 専務理事
	上田耕平	鹿児島大学水産学部 学部長
	古賀吾一	鹿児島県林務水産部 水産振興課長
	柳川民夫	鹿児島県環境生活部 環境管理課長
	前田和宏	鹿児島県水産試験場 場長
	森永克男	鹿児島商工会議所 専務理事
	目原克彦	(財)鹿児島県環境技術協会 専務理事
	坂井正行	九州電力(株)鹿児島支店 支店長
	宮 四郎志	鹿児島内航海運組合 事務局長
沖 縄	奥間徳五郎	沖縄県漁業協同組合連合会 専務理事
	国頭正秀	沖縄県信用漁業協同組合連合会 専務理事
	照喜名朝正	沖縄県漁業共済組合 参事
	當山善堂	沖縄県漁業信用基金協会 理事長
	上原永喜	沖縄県農林水産部 漁政課長
	宮城朝光	沖縄県文化環境部 環境保全室長
	糸満盛健	沖縄県水産試験場 場長
	米村幸政	沖縄県商工会議所連合会 常任幹事
	當眞嗣吉	沖縄電力(株) 取締役火力部長
	比嘉善春	沖縄石油精製(株) 安全環境室長
中里仁光	沖縄地方内航海運組合 専務理事	



(基金記事)

## 評議員の委嘱について

当基金の評議員に異動があり、次のとおり委嘱しました。

(敬称略)

委嘱年月日	新任者	前任者
H . .	松浦道夫 日本内航海運組合総連合会 理事長	田辺淳也 (同左)
H . .	赤塚誠一 千葉県農林水産部漁業資源課 課長	吉野佑治 (千葉県水産部水産課長)

(任期は、前任者の残任期間平成13年3月5日まで)

(基金記事)

## 中央漁場油濁被害等認定審査会委員の 委嘱について

当基金の中央審査会委員に異動があり、次のとおり委嘱しました。

(敬称略)

委嘱年月日	新任者	前任者
H12. 2. 4	田中武 (社)日本鉄鋼連盟 技術・環境部専門部長	松下脩 (環境エネルギー部長)
H12. 2. 16	篠塚朝人 全国海苔貝類漁業協同組合連合会 漁政総務部長	宮崎滋 (同左)
H12. 3. 17	小林敬典 日本船主責任相互保険組合 損害調査部第二課長	山下悦治 (損害調査部部長代理)
H12. 7. 1	梅木哲朗 (社)日本船主協会 関連事業部長	山下秀明 (常務理事・関連事業部長)

(任期 平成11年7月1日～平成13年6月30日)

所 属	発令年月日	職 名	新任者	前任者
水産庁	H12. 4. 1	資源生産推進部 漁場資源課課長	末永 芳美	大倉 重信
通商産業省	H12. 4. 1	環境立地局 環境政策課係長	重力 芳雄	丹野 幸樹
運輸省	H12. 4. 1	海上交通局 総務課 補佐官	須田 弘次	国安 和美
	H12. 4. 1	海上交通局 総務課業務係長	竹田 優司	関 智孝

油濁基金では、当基金の事業内容の紹介、日本の地域別原油輸入の状況、海洋汚染の状況及び流出した油の行方など関連情報を掲載しています。

当基金のホームページのアドレスは次のとおりです。アクセスをお待ちしています。

【ホームページアドレス】

<http://www1.mesh.ne.jp/nora/yudaku/>







ノリ漁場へ流入した油の回収作業風景

平成12年11月22日神奈川県横須賀市伊勢町黒部沖合のノリ漁場へC重油が流入し、ノリ網、浮子、ロープ等を汚染した。

このため、地元漁業者等により吸着マットによる回収作業と航走攪拌による防除作業が行われた。

(編集後記)

まだまだ暑さの厳しい今日この頃、皆様いかがお過ごしでしょうか。

今年の3月末には、北海道有珠山が噴火し、虻田、有珠両漁協ではホタテ養殖を中心に大きな影響を受け、また、地元住民等避難を余儀なくされるなど、大きな被害が発生しました。

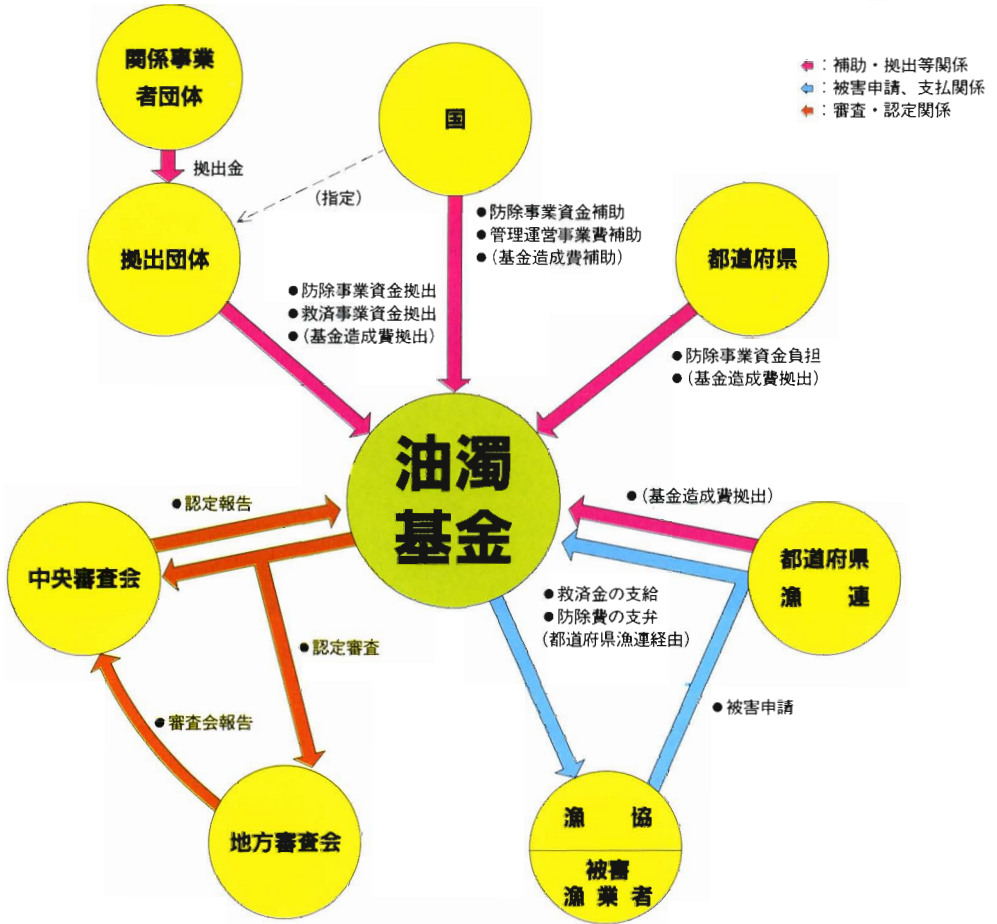
いつ平穏な生活を取り戻せるかと案じていた矢先、今度は、7月中旬になって、三宅島の噴火に端を発した伊豆諸島では、連日地震が頻発、ここでも地元住民の避難生活が長期に亘り、また、天草等にも壊滅的な被害を受けるなど日を追って深刻になってきています。

被災された地元の方々をはじめ、関係者に対し心からお見舞い申し上げるとともに、一刻も早い終息と、早期の復興を念じています。

さて、本年に入ってからオイルボール等の漂着事故は、今の所比較的少なく漁業関係者もほっとしていることと思いますが、油濁事故は、今後とも、いつ、どこで、発生するかも知れません。

各浜におかれては、これからも監視態勢を強め、油濁事故発生による被害の未然防止に努められるようお願いいたします。

# 漁場油濁被害救済制度のしくみ



## 拠出団体

農林水産省関係  
通商産業省関係

(社)大日本水産会  
石油連盟  
(社)経済団体連合会  
(社)日本貿易会  
日本アンモニア協会  
(社)日本ガス協会  
(社)日本船主協会  
(財)日本船舶振興会

電気事業連合会  
(社)日本電機工業会  
(社)日本産業機械工業会  
日本化学繊維協会  
日本内航海運組合総連合会

(社)日本鉄鋼連盟  
(社)日本自動車工業会  
石油化学工業協会  
(社)セメント協会  
(社)日本旅客船協会

運輸省関係

発行日 2000年8月  
発行所 財団法人 漁場油濁被害救済基金  
住所 〒101-0047 東京都千代田区内神田2-1-14  
イトーピア内神田ビル10階  
電話 03-3254-7033  
ファックス 03-3254-3978Ⓔ  
<http://www1.mesh.ne.jp/nora/yudaku/>  
E-mail: yudak@mxi.mesh.ne.jp